

令和4年 第4回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和4年12月13日 開会

令和4年12月13日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

令和4年12月13日(火曜日)

議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 議案第37号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)
- 11 議案第38号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 発議第4号 浦臼町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 14 発議第5号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 所管事務調査について(総務産業常任委員会)

出席議員(9名)

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	長	明	見	将	幸	君
総	務	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	中	田	帶	刀	君
住	民	幹	國	田	幹	夫	君
福	祉	長	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	幹	城	宝	睦	己	君
産	業	長	馬	狩	範	一	君
産	業	幹	山	崎		哲	君
建	設	長	上	嶋	俊	文	君
建	設	幹	安	田	良	弘	君
教	育	会	横	井	正	樹	君
教	育	会	小	田	修	司	君
事	務	幹	畑	山		証	君
農	業	長	笹	木	政	廣	君
代	表	委					
	監	員					
	査	会					
	査	員					

出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	三	部		航	君

開会の宣告

議 長

本日の出席人員は 9 名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和 4 年第 4 回浦臼町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長

日程第 1、会議録署名議員の指名を会議規則第 118 条の規定により、議長において、3 番柴田議員、4 番東藤議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議 長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 3 日間にしたいと思いを。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 15 日までの 3 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般報告

議 長

日程第 3、諸般の報告をいたします。

はじめに、令和 4 年第 3 回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告いたします。

11 月 6 日から 8 日にかけて、空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査を行ってまいりました。静岡県的小山町ではデマンドバスの予約にスマホアプリを使う地域公共交通について、また神奈川県開成町では議会におけるデジタル化についてタブレットの導入でペーパーレスや会議の業務の効率化を視察してまいりました。

9 日、午前中には道内選出国會議員に空知の要望陳情を行って、午後からは第 66 回町村議会議長会全国大会に出席してまいりました。

また、10日から12日まで、中空知町議会議長連絡協議会道外政務調査で石川県小松市議会に、ペーパーレス会議システムを実際にタブレットを使って詳しく教えていただき、議会のICT化のメリットを調査してまいりました。

以上です。

次に、監査委員より令和4年9月から11月に実施された例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

続いて、議員派遣結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

議員派遣結果は報告済みといたします。

日程第4 行政報告

議 長

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和4年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案3件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明をいたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第3回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、現在、第8波のさなかにありますコロナウイルス関連になりますが、9月26日、全国一律に全数把握が見直されて以来、正確な感染者数の把握ができなくなりましたが、10月末までは感染報告もなく落ちついた状態が続きました。

全道的に感染者が増加してきた11月に入り、本町でも低年齢世代を中心に感染が一気に広がり、以降ほぼ途切れることなく現在に至っています。

重症化の可能性は低く、短期間で回復することから、国では感染症の区分が現在の2類からインフルエンザと同等の5類への見直しの検討が開始されています。

丸3年が経過しようとしている今、私たちもコロナのある生活に慣れ、感染に対する恐れもかなり緩和されてきていますが、いましばらくは基本的な感染対策を継続いただくよう皆さんに呼びかけてまいります。

次に、バス交通の要として、平成15年3月から運行いただいていた中央バス滝川浦臼線が9月末をもって廃止、翌10月1日から町営バス浦臼滝川線と美唄

自動車学校運行の浦臼砂川線の2路線が新たに運行を開始いたしました。

おおむね好評いただいているところですが、今後とも町民の声を伺いながら、利用しやすい運行を目指してまいります。

9月14日、ライスターミナルで初出荷に立ち合わせていただきました。そのときの分析結果が特A判定で、幸先のよい出だしと感じていましたが、その後も高品質米の出荷が続き、結果的にこれまでに最高の出荷率となりました。

この後、農業情勢や施策に関し、多くのご質問、ご提案をいただいておりますが、まずは本年産米が大きな事故もなく豊かな出来秋を迎えられたことに対し、町民の皆様とともに喜び、関係者のご努力に感謝申し上げたいと思います。

以上、行政報告といたします。

議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。
河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第3回定例会以降の教育行政につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

10月12日からの本山町の訪問につきましては、13日に高知県立坂本龍馬記念館を訪問し、本町郷土史料館所蔵の文化財の保存についてご指導いただきたい旨、また坂本龍馬記念館のデジタルコンテンツを本町史料館で視聴できるよう提供いただきたい旨をお願いしてまいりました。

10月15日開催の令和4年度浦臼小学校第27回学習発表会につきましては、昨年同様低学年、中学年、高学年の三つのパートに分け、それぞれの合間に保護者も入れ替わり、換気を行っての実施となりました。

同月30日開催の第53回町民文化祭とふれあい芸術鑑賞会につきましては、令和元年度以来3年ぶりの開催となっております。

翌31日の一日防災学校につきましては、町総務課と滝川警察署のご協力をいただいての実施で、低学年、中学年、高学年に分かれて行いましたけれども、高学年五、六年につきましては、東日本大震災の被災地へ派遣された経験を持つ警察署員に講話をいただいております。協力に感謝を申し上げますところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

議 長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号（一括議題）

議 長

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については、関連がありますので一括して議題としたいと思いますが、これご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、令和4年第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を柴田決算審査特別委員長に求めます。

柴田委員長。

決算審査特別委員長（柴田典男君）

認定第1号より第4号までの令和3年度浦臼町各会計歳入歳出決算等の認定について審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和4年第3回定例会において、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであります。

去る10月24日、25日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審査したところあります。

その結果は、別紙のとおり報告書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略いたしますが、本委員会は令和3年度浦臼町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業剰余金の処分及び決算を認定すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。

以上です。

議 長

質疑については、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する特別委員会のため省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

これより、認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

一般会計についてであります。この予算案の視点の中でやりとりした経過の中では、新年度さらにグランドデザインについて事業化に向けて深めていきたいとの答弁でありました。

結果、冊子として示されてはおりますが、3年度グランドデザインの委託に関わったの成果品から私は学ぶものはないと考えております。

あわせて、令和4年度の事業展開では、庁舎内討議を進めるという内容になっております。

長く続いたグランドデザインのコンサルとの契約の中で、極めて残念な経過だと考えておるところであります。

2点目には、地域再生協議会活動補助金があります。

本町の基幹産業である農業が、町の指導をもって全体像を把握し切れない委託関係というのは極めて残念なことと考えます。

多くは決算審査の中でも議論をしたところでもありますけれども、今ここで2点について改めて討論の土台とし、令和3年度一般会計について反対をするものであります。

議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

8 番（中川清美君）

私は、令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成する立場から討論をいたします。

令和3年度についても新型コロナウイルス感染症の拡大は続き、経済など我々の生活においても大きな影響を及ぼしたところです。

そのような中であって、令和3年度の浦臼町の決算については、3カ年平均の実質公債費比率が2.7%となり、前年度より悪化はしていますが、こちらについては元金の償還が開始されたことにより、約定償還額が上昇したことによるものであります。

そのほかの実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においてはマイナス数値となっております。

令和3年度の予算執行では、前年度より継続してきた公営住宅ひばり団地建替事業、デジタル防災行政無線更新事業、ラウネナイ川護岸改修事業など大型公共事業を計画どおり実施しました。

歳入では、新型コロナに関連して町税の減少などありましたが、歳出経費の見直しや適正化計画等による公債費の繰上償還等の継続実施により、次年度以降の負担軽減を図っているとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努められ、町の振興発展、住民福祉の向上のため努力されていたものと私は評価いたします。

国の経済再生や財政健全化の状況、本町の人口減少などいろいろ問題はありますが、今後も財政改革の推進と一層弾力ある財政運営

が図られることを期待して、令和3年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成し、私の賛成討論といたします。

以上です。

議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和3年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第2号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第3号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立全員です。

したがって、認定第3号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第4号について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和3年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 一般質問

議 長

日程第9、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

2番(野崎敬恭君)

令和4年第4回定例会におきまして、議長より発言のお許しをいただきましたので、路線バスの利用者増とバス停の除雪についてを町長にお伺いいたします。

10月から中央バス滝川浦臼線にかわり、町営バス浦臼滝川線が滝川市までの足として運行開始になりました。

また、以前から懸案事項となっていた砂川市立病院には、奈井江駅を經由して砂川駅まで浦臼砂川線として路線バスが運行し、車のない方や運転免許のない方には大変便利になりました。

運行時間も間隔もよく考えられていると思われ、JR函館本線を利用する方も一度の乗り換えで浦臼町に来ることができるようになりました。

これまで、交通体系空白の不安から浦臼町を離れる方もおられました。残された私たちは新しい公共交通を最後の砦として、上手に利用しなければならないと思います。

そこで、次のことについて伺います。

第1問として、3路線のバス運行には多額の費用がかかりますが、一人でも多くの方が路線バスを利用することが路線の維持に必要と考え、利用者増への

取り組みをどのように考えているか町長に伺います。

2番目は、各バス停の除雪は町が対応するものと考えますが、どのような方法で対応するのか伺います。

まず、1番の答弁をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

野崎議員の1点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり安定的に路線を維持するためには、1人でも多くの方に利用していただくことが必要であります。

本年10月から運行しております新しい地域公共交通につきましては、住民説明会や町内会文書でお知らせした際に、公共交通は皆様のご利用があつてこそ成り立つものですと積極的な利用をお願いしてまいりました。

しかし、路線バス以外にも乗り合いタクシー、一般タクシーといったさまざまな交通手段を提供していますが、普段から自家用車で移動されている方については、公共交通を利用いただけないのが現状です。

運行を開始するに当たって、町内全戸にアンケート調査を実施し、皆様の要望を可能な限りお聞きしまして、滝川市への通院、通学の確保、奈井江町から砂川市への延伸を実施したところであります。

運行を開始してからまだ2カ月しか経過しておりませんが、引き続き公共交通間のアクセス方法や乗り継ぎ改善など利用者の意見を聞きながら見直しを行い、利便性の向上により利用者の確保に努めてまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。

バス停の管理につきましては、運行事業者が管理することになっております。

冬期間における除雪につきましては、滝川道路事務所から委託された業者が主に市街地区となりますが、歩道用除雪ロータリーでバス停付近の除雪を行っています。

また、地域の皆様のご協力をいただいているバス停もございますが、改めて現状の調査を行いまして実態を把握し、乗降される利用者に支障がないよう管理してまいります。

議 長

それでは、再質問ございますか。

野崎議員。

2番（野崎敬恭君）

11月の広報にもバスの利用促進記事が出ておりましたね。

ただ、免許や車のない人だけでは町の人口規模からして、バスの稼働率は上がらないのではないのでしょうか。

免許、車のある人を含め、年間数回は乗っていただくような啓蒙なども必要ではないのでしょうか。

人口に対してこれだけきめ細かいダイヤを組んでいるわけですから、道、国

からも、うなるぐらいの乗車率を目指していただきたいのでありますが、改めて町長は先頭に立って利用促進に対する気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、第2番の除雪の件でございますが、住宅の付近にあるバス停は若干バス停がずれても除雪がなされ、安全な乗り場は確保できると思うが、今までは元気でやってたけれども、高齢、病気などで除雪ができないバス停前の住宅の方がおられます。

その方より除雪の件でちょっと聞いてくれという声があり、質問するものでございます。

バス停は粗い除雪で、毎度毎度きれいに除雪になっているわけではございませんので、粗い除雪ではありますから、山になったり、きれいになったりはしております。

時には、高齢者も足の悪い方から、そういう人もやっぱりかなり山を乗り越えて行かなければいけない、バスに乗り込まなければならないという、ちょっと若干、見ていて危険だなというようなところも見受けられます。

ぜひ、そういう方の安全な乗り方など、これはバス会社が意識的にはねるといことになってはいますが、バス会社のほうにぜひバス停の除雪はきれいにやるように努めて指導していただきたいなど、そのように思っております。

以上、答弁、お願いいたします。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

このように回答させていただきましたけれど、本当に町民に利用していただくのが一番だとは考えております。

ただ、どうしても、私たちも含めてですけど、自家用車が自由に乗れるうちは、なかなか公共交通機関に足が向かないのも事実でして、そのような方々にいかに、お願いだけで乗っていただけるものならいいんですけど、なかなかそういかないのが現状でございます。

この前、あるお年寄りから、タクシー券というのですか、助成券をバスでも使えるようにしてもらえないかというようなお話もいただきました。

それはそれで利便性の向上という意味ではよろしいんですけど、結果的には収益につながらないというものもございませう。

あと、浦臼町の温泉に向けて、奈井江町方面からバスを利用して来ていただいている方も数名いらっしゃるということで、そのような方を呼び込むような策もとれないか、そうすると例えば温泉の割引券を車内に置くとか、そんなことも可能なんですけれど、結果的に町が一部負担するということになりますので、なかなか収益増にはつながらないという問題もあります。

いろいろ内部的にも検討はしているんですけど、本当にお金を払ってでも来てみたいという魅力がある施設が用意できれば、バス利用にもつながるかなと思えますけれど、今のところそのような状況になっていない段階です。

事あるごとに媒体を通じまして、町民の皆さんにはご利用を呼びかけたいと思っておりますし、新たな誘導策を今後とも検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

2点目のバス停の管理につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

バス停の管理につきましては、町長が答弁したとおりなんですけれども、例えば今年もこの前の大雪でかなりの雪が降りまして、一部のバス停が倒れまして、雪に埋まっている状態がございました。

そのときにつきましては、我々職員が現地に向かいまして、雪を掘り起こしまして、バス停を直したという経過もございます。

また、バス停の待合所があるところがございまして、そこにつきましては職員が屋根に上りまして雪をおろして、待合所を皆様が乗るような形で対応してございます。

ただ、運行事業者が例えばバス停の雪はねをしたりすると負担金等もかかってきますので、極力職員の方でやってはいるんですけれども、こういう懸念事項もちょっとございますので、今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

2番（野崎敬恭君）

なかなか増やすというのは悩ましい話だとは思いますが、そうやってしまったら何もできないことになりますので、ぜひ町長、それから幹部職員などが滝川行きですとか岩見沢市出張、札幌市出張のとき片道でも往復でも年に数回でも利用することが、恐らく一緒に乗り合わせた町民に対しては結構な宣伝になるのかな。うちの町長乗っていましたよ、うちの課長乗っていましたよと。

そうやって、徐々にバスを利用するという意識を高めていかなければならないと思えます。

私たちがいつまでも免許あるわけでもございません。いずれかやっばり免許を返納して、公共交通を使わなければならない、そのようなときが来るはずなんです。

それまでやっばりこのバスというものは残さなければならないし、みんなに便利に利用してもらわなければならない。

そのためにやっばり町の顔である町長、それから職員さんたちも、私たちも当然含めてですが、バスって意外と便利だよとか、楽だよとか、こういうときにはいいよ、そういうことをぜひ町長や幹部職員の皆さんにはお願いしたいな、そのように思っております。

それから、第2番目の除雪の件であります。私たちも自宅前にバス、私の前にもありますので、それは私たちのバスですから、なるべくはねてきれいにし、そして安心して乗ってもらおうと思って、日ごろより頑張っております。

だけど、そうでないバス停もありまして、やっぱり町場の住宅が結構穴があいてきて、住宅の取り壊し、そのようなところにバス停があって、除雪していただける住民の方もいないということがあられるわけなんですね。

ちょっとそういうところにバスの動かし方も工夫したらいかがなのかなと、そのように思っています。

特に、夏はどこもあいておりますからいいんですけど、冬期間は新しい乗り方というものも検討できればしていただいて、なるべく住宅と道路がつながって除雪してあるようなところで手を挙げればバスがとまってくれると。

国道の何も無いところだったら、バス停のあるところだったら引き込み線があるから安全にバスもとまれますよね。

だけど、市街地は広くはあるけれど、バス停があるからそこまで行って、はねていないところはやっぱり雪山を越えてバスに乗らなければならない。

そこで冬期間だけでもフリー乗降制といいますか、一説にはフリーバスという呼び方があります。

一定区間のバス料金でありますので、ちょっとここは安全だなとか、大体町民もバスが来る時間はわかっていますので、ちょっと広い安全な雪のはねてあるところで、バスが来たら手を挙げればバスが止まってくれると。

そして、安全なところで乗り降りする、それがフリー乗降制というバス停以外でも市街の雪のはねてあるところであれば乗降できる制度、こういう制度もあるわけなんです。

自由乗降区間というものを作って、フリーバスというものもぜひこのちょっと雪の多いところですので、まめな除雪が住民の減少や住宅の減少により厳しい我が町にとってはちょっと考えていい制度ではないかな。

ぜひ、国交省というか交通局というか、岩盤規制がありまして、なかなか大変だとは思いますが、そういう都会の規制とこの田舎の規制と同一視したところをぜひ破って、このフリーバスというのは阿寒バスが釧路市の方でやっている、これはもう僕がわかっているのは約30年かそこら前からフリー乗降制というのは取り入れているようです。

ぜひ、そういうフリー乗降制を目指して、安全なところで学生さんやら高齢者を乗り降りさせる、そのようにできればいいなと思っています。

ぜひ、そのことについて答弁をいただきたいと思います。よろしく願います。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

1点目、ご質問の趣旨が、職員ですとか私、理事者等に対する利用促進ということでの話だったと思いますけれど、当然、場所も時間もばらばらですの

で、いつもいつもということには当然ならないかと思えますけれど、特に冬場につきましては天候が荒れるということもございますので、利用しやすい環境にあるのかなと思えますので、すいません、特に冬場を中心に検討させていただいて、職員の利用も図っていきたいと思えます。

議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

2点目のバス停の関係についてお答えさせていただきます。

雪の降る前に、ある町民の方からなんですけれども、家の前のバス停を毎年雪はねしたということでもやってもらっていた方も、体力に自信がなくて高齢でということ、実際もうできないんだという話は役場の総務課の方でも話を聞いたのは事実でございます。

ただ、どうしても事業者にしますと負担金等がかかってしまいますし、まず町でできるものはしたいと思っております。

あとフリー乗降の関係なんですけれども、やっぱり冬期間につきましてはかなり道路も狭くなりまして、どうしても安全上問題があるかと思えます。

また、運行事業者の運転手ともちょっと相談をさせていただきたいと思うんですけれども、なかなかちょっとフリー乗降につきましてはやっぱりちゃんとしたバス停を設けて乗っていただくことが安全上、間違いなくよろしいかと思えますので、運行事業者に確認をとりたいと思えます。

以上でございます。

議 長

次に、発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

6番（静川広巳君）

それでは、令和4年第4回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目、町長にですが、町営バスの更新についてであります。

本年、浦臼滝川間の中央バスが9月いっぱいまで廃止となり、生活交通路線である奈井江線、砂川線、滝川線を含め、10月より浦臼町単独による新たな運行が開始されております。

奈井江・砂川間で使用しているバスは砂川路線が増えたことにより新しい車両を購入いたしました。滝川路線については、今まで奈井江線で使用していたバスを配置がえしました。

この使用しているバスは、奈井江線運行であったため、長年の使用による老朽が進んでおり、今にも壊れそうな気がいたします。

砂川線のバスとの品の格差があり過ぎますので、ぜひ更新する必要があると考えますが、いかがでしょうか。1点目です。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

現在運行しております車両につきましては、平成15年1月に購入いたしまして、今年で19年が経過したところでございます。

また、走行距離でございますが、12月9日現在で約88万キロ走行しております。

本来であれば、今年度に新しい車両を購入する予定でありましたが、候補として選定予定の一部の車種が本年3月に国土交通省の形式の指定取り消しとなり、自動車メーカーと連絡を取りながら、改めて指定される時期を確認してきたところでございます。

しかし、本年9月時点でも指定のめどが立たないことから、現在は他の自動車メーカーの車両を含めて検討しており、令和5年度の当初予算に計上できるよう進めているところでございます。

議 長

再質問ございますか。

静川議員。

6番（静川広巳君）

車両を購入するに当たっては努力いただいているみたいですが、9月時点でも指定のめどが立たないということがちょっと気になるんですが、これはどういう部分なのかちょっとお答えをしていただきたいと思いますし、その以前の問題で、多分、恐らくある会社がデータの書き換えといいますが、データのごまかしといいますが、そういう部分があった業者の関係で、国土交通省の取り消しがあったのかと存じますが、もっと早くにある程度めどというのを見極めれば、ほかの自動車メーカーの車両も検討することができたのかなという気がしておりますが。

それと今の滝川線を走っている車両が確かに今まで奈井江線を走って来ました。今までの奈井江線の距離と滝川線の距離が今度とんでもなく変わりますね。

やはり、これだけの距離と、それから今、冬期間路面の状況を考えると、かなり車体にも影響は起きていると思っています。

私が見たところでは、かなりさびがきていまして、恐らく、タイヤの内側といいましょうか中のさびもかなりきて老朽化していて、特に冬場などは路面が悪いので、相当のダメージがあるのではないかと考えていますが、この辺の安全の部分の確認をどのように、ちゃんとしておられるかどうかを、ちょっとお聞きしたいなと思います。

2点、ちょっとお願いします。

議 長

答弁お願いいたします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

買う予定だった車両のエンジン認証に関する不正発覚がございまして、今砂

川線に使っている車両の会社からは見積もりをいただけない状況となっております。

新年度予算につきましては、滝川線に使っている車両の自動車会社に見積もりを徴収しております。

現在使用している町営バスの車両は、平成15年に購入しまして約19年経過しているということで、軽微な修繕を毎年やっている状況でございます。

車検のときにも修繕しておりますし、何度か燃焼ヒーターが壊れたり、タイヤ周りを直したり、大がかりな修繕を行っているのは事実でございます。

これから冬になりますけれども、もしいろいろ不具合があったときにはすぐ修繕をして、皆様の運行に支障がないように今後も引き続き安全な走行を目指してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長

再々質問ございますか。

静川議員。

6番（静川広巳君）

あと1点だけ。

今年、奈井江砂川線に購入した車両が、確か2,200万円ぐらいだったと思います。

今見積もりを取っていらっしゃることなので、滝川路線に新しく車両を購入するとなると物価高でもあるので、町が予想している額がこのぐらいというのはあるのでしょうか。それをお聞きしたいです。

議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

普通建設事業の調べでお願いしたいと思います。

今のところ約1,500万円程度を予定してございます。

乗車人数につきましては、運転者を含めて25人程度の車両を予定しております。

町営バスですので、過疎対策事業債を利用させていただき、過疎の計画にも登載してございます。10割充当で7割の過疎、バックいただきまして、3割は町の単費の支出予定と考えております。

以上でございます。

議 長

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

6番（静川広巳君）

それでは、町長に2点目ですが、マイナンバーカードが保険証にということで質問させていただきたいと思います。

政府は、マイナンバーカードの普及を強く進める手段の一つとして、マイナンバーカードが保険証にもなる方向で進めており、令和5年3月末までにはすべての医療機関での導入を目指すとしております。

医療機関に無償で顔認証つきカードリーダーを配付するとしております。

国では、病院は3台まで、診療所は1台までの配付ということにしておるみたいではあります。

しかし、設備導入に向けた環境整備にはある程度自己負担がかかるとお聞きしておりますが、現在、浦臼町の施設である浦臼町立診療所、浦臼歯科診療所の現状はどうか、また町としての考え方を伺いたいと思います。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

静川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり令和5年3月末までにすべての医療機関で導入とのことですので、それに向けて準備を進めております。

まず、カードリーダーについてですが、昨年度に両診療所の分についてそれぞれ1台ずつ社会保険診療報酬支払基金から無償の配付を受けております。

次に、環境整備についてですが、両診療所とも町が費用を負担し、設定するための委託を行っております。

なお、この委託料については全額補助対象となっており、カードリーダーと同様に社会保険診療報酬支払基金から補助を受けるものでございます。機器の導入に関わる経費負担は、町、医師ともに発生しません。

最後に、設定作業の進捗状況についてですが、歯科診療所については11月に設定が完了し、既に運用を開始しております。

診療所については、まだ作業が完了しておりませんが、来年3月末までに完了するよう進めてまいります。

議 長

再質問ございませんか。

静川議員

6番（静川広巳君）

それでは、まずこれを保険証にするということにはマイナンバーカードが必要になるのですが、今現在、町のマイナンバーカード普及率はどのくらいになっているのでしょうか。

それと、マイナンバーカードを持っていて、かつこれが保険証になるということを理解し、保険証に設定するという作業というのですか、マイナンバーカードを保険証として認証させるということについて、この辺の難しさなのか、その辺の普及といいますか、国は、書面的な文面とカタログみたいなものでは、こうしたらできるよというのはあると思うんですが、一番問題なのが多分高齢者なんだろうと思います。

高齢者がマイナンバーカードを取得、どのくらいしているのかちょっとわかりませんが、それを保険証として認証させるというそのやり方が、どこまで理解されているのかなという、そこら辺のサポート体制とか、そういったものを町としてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

議 長

中田課長。

住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及についてですが、申請ベースで現在全体の62.6%の町民の方が申請を済ませております。交付率につきましては52.1%の方の手元にカードが届いております。

保険証への設定といいますかマイナンバーカードの利用に関しては、ちょっと自治体ごとの個別の数字が入ってきていないんですが、国全体のベースとしては、カードを持っている方の約6割から7割の間ぐらいの方が保険証を利用するという設定を済ませているという数字を国からいただいております。

最後の保険証利用設定に係るハードルといいますか、その部分につきましては、町の方でも理解しております、もちろんマイナンバーカードの申請のサポートもしておりますが、同時にその設定についても町の方で、窓口でサポートをしております。

12月につきましては、土曜日に3回ほど、午前中だけですけれども、臨時窓口を開設しております、その中でカードの申請に加えて保険証の設定のサポートもさせていただいております。

さらに、議員がおっしゃった高齢者の方がちょっと難しいのではないかとこの部分もありまして、そういう作業をしておりますが、今後ゆうあいの郷と晩生内ワークセンターに対しても出張して、申請とかそちらの設定の方のサポートをさせていただく予定もしておりますので、そのような形でサポートをしようと考えております。

以上でございます。

議 長

再々質問ございますか。

ここで、トイレ休憩のため11時10分まで休憩とさせていただきたいと思っております。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、静川議員、3番目の質問をお願いいたします。

6番（静川広巳君）

それでは、教育長にまず一つ目、質問をさせていただきたいと思っております。コロナ禍におけるマスク対応ということで質問をさせていただきます。

厚生労働省は、コロナ禍におけるマスクの着用について、コロナに対する感染対策の緩和に向けて動いている中、屋外では他者と身体的距離が2メートル以上確保できない中で会話を行う場合以外は、マスクの着用は必要がないとい

うことになっております。

さらに、小学校から高校段階では、屋内外で会話をほとんど行われなない場合は、マスク着用の必要はないなどとしております。

また、さらにこの間、11月29日に文部科学省は、コロナ禍での給食は少人数で黙食が義務づけられていましたが、解除するとの通達が全国教育委員会へ出ていますが、浦臼町ではどのような指導、対応をしておられるのか。

また、今後、コロナ感染状況を踏まえ、どう対応していくのかをお伺いしたいと思います。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

現在、小中学校では新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえた対応をしており、その上で登下校時や体育の授業中などはマスクを外してもよいと指導をしております。

また、給食時は机を向かい合わせにしないことや大声での会話を控えるなどの対策を行っており、児童生徒間での会話を禁止している状況ではありません。

身体的距離が十分に確保できない場合や、合唱などの飛沫が飛ぶような活動のときはマスクを着用するよう指導しております。

今後も基本的対処方針及び衛生管理マニュアルを基本とした対応を取りつつ感染状況を踏まえた上で、児童生徒の心情等に適切な配慮を行いながら、マスク着用が不要な場合においてはマスクを外すよう促すなど活動場所や活動場面に応じたメリ張りのある指導を行うよう努めてまいります。

以上でございます。

議 長

再質問ございますか。

静川議員。

6 番（静川広巳君）

メリ張りのある指導を行っていただけるといいのかなと思っています。

今、子供たちがすごく気になっているのが、前はマスクをしてしゃべるのが大変だというのがあったんですが、もう2年以上たつと、今度は逆にマスクをつけなければみたいな、つけることに神経質になってきているように見えます。

どこでもそうなんでしょうけれど、家にいる以外はとにかくマスクをつけないともうだめだだめだみたいな感覚で今来ているのかなと。

そういったところが、子供を見ていると、かわいそうかなという気がします。

学校教育の中で、マスクはこういうものだよとか、マスクはこういうときは外しましょうとか、これからはそういったやわらかい指導が必要になってくるのかなと思います。今確かにコロナありますけれども、お互い顔が見える会話

をしなければ、なかなか意思疎通が難しいのかなというのはあるようなので、学校教育の中でのマスクの、もっと使い方を指導していただけたらなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

子供たちは外していい場面で、例えば教職員が外していいよと言っても、外す子もいれば、外さない子もいるという状況だと聞いております。

コロナ禍になってからもう数年経過しており、ただ当初のように得体の知れないものを恐れるような状況ではなくなっています。学校でもきちんと衛生教育をして感染症対策ということで子供たちも学んでいると考えております。

インフルエンザのように季節性ではないということで、なかなかうまくいかない部分もあるのかなと思っております。

夏は熱中症対策を優先して体育とかではマスクを外すように指導しておりますし、これからはマスクを外してもいいという状況であれば、そのように指導をして、子供たちに伸び伸びと学校生活を送っていただけるような環境を整備したいと考えております。

以上でございます。

議 長

再々質問ございますか。

それでは、4番目の質問をお願いいたします。

6番（静川広巳君）

最後にもう1点、教育長に質問させていただきたく思います。ALT（外国語指導助手）についての質問をしたいと思います。

日本の学校教育において、ALT制度の運用が開始されて、恐らく30年以上になると思います。

年間数千人の外国人が来日し、公立小、中、高等学校において外国語指導の補助等を行ってきております。

文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革」においても、ALTの外部人材のさらなる活用が不可欠と言われております。

ALTの需要は人数、時数とも伸び続けており、特に小学校で活用されるALTの人数は小学校外国語教育の必修化、教科化の流れの中で年々増加してきております。

確かにこれを見ると、英語教育は年々充実しているように見えますが、まだALTの役割やその存在については、あいまいな部分がまだあると考えられております。

特に、ALTの雇用については、外国人の雇用管理の問題から、ALT業者との間の雇用契約をとりつつ、業務委託契約、もしくは直接契約的な雇用体系が多いと思われそうですが、今後は契約体系を見直し、自治体独自の給与体系や雇

用体系を確立していく必要があると考えますが、浦臼町のALTの現状についてはどのようになっているのか。また今後のALTの人材、そのあり方についてどのように考えておられるのか、ご質問したいと思います。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

現在の本町のALTにつきましては、派遣会社からの派遣として始まり、地域おこし協力隊としての直接任用を経て、令和2年度につきましては委託方式に変更、また令和3年度からは本町で起業され、業務委託として継続をしております。

本年度は、授業のほかに社会教育事業として小学生を対象とした英語ふれあい教室を行っていただくなど、小中学校では必要不可欠な存在となっております。

今後につきましては、現状の委託契約を継続することを前提としつつ、本人の要望などにより人材を変更せざるを得ない場合につきましては、日本語能力の判定や雇用に際してしっかりとした面談を行っているなどの確認をした上で、適切な派遣事業者に人材の派遣を依頼したいと考えております。

以上でございます。

議 長

再質問ございますか。

静川議員。

6番（静川広巳君）

それでは、現在ALTをされている方について、もともとは滝川市の派遣会社から来ておまして、今は起業されて業務委託ということは完全に個人ということによろしいのか。そして、もともとの派遣会社とは完全に切り離されているのか。あるいは一部でもまだつながりがあるのかをお聞きしたいと思います。

それと、現在ALTをされている方、本人は今後どうしたいという話があるのか、もし答えていただけるのであればお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、今現在は派遣会社との関係は特になく、地域おこし協力隊を経て浦臼町内で起業して、いわゆる個人事業主として我々と契約を結んでALT業務を行っていただいております。

個人事業主ですので、商工会にも入られているという話は聞いております。

今後については、本人の目標がありまして、恐らくこの先、長く続けることは難しいのかなと考えております。

もし人がかわるといふことであれば、例えば、日本語能力がある程度必要だと思いますし、しっかりとした人材を確保したいと考えております。

それから、ちょっとこれは余談ですがけれども、今デジタル教科書への移行というのが2024年に英語からスタートとするという方針だと言われております。デジタル教科書になりますと、例えば、英語の文章をタッチペンでさわるだけで、ネイティブの発音で教科書が発音してくれるという機能もついており、だからといってALTの役割がどうなるのかということ、まだ見通せない状況ですがけれども、しっかりと人材は確保していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

6番（静川広巳君）

ここ2年、コロナの中にあつてはALTの派遣なども、外国から全然人が来ない状況で、ここ二、三年の間はそういった人材が来なかったのではないかと思います。大変なところがあつたから、こういうこと（デジタル教科書）が起きるのかなという気はします。

私的には、やっぱり今ALTをやっていただけの方は素晴らしい人だと思っています。

ずいぶん長くなり、なかなかこういう人材はいないのかなと思つていますが、町が委託をして、そこにしっかりと根付いてもらった方がいいかなと。

ここで起業をしてもらつて、いろんな部分で、そういうALTを含めたまちづくりに関しては、いろんなことを行つていただければなと思つています。私は、せっかくこういう部分で、町が人材育成のために子供の教育のために、やっぱりその辺はお金を惜しまないで、教育なら教育を、委託の部分でも評価をしてあげて、満足するような支給をしてあげたらいいのではないかなと思つています。教育長にもぜひ考えていただきたいと思つていますが、その辺の流れについてお伺いしたいと思つています。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

委託契約について、本人とは十分話をした中で折り合いをつけた金額で契約していると考えております。

正直言つて、もしずっとうちのALTとしていただければ、お金で解決できるものであれば、それはそうしても構わないと思つていますし、個人事業主ですので、うちのALTのほかに例えば収入を増やすためにほかの仕事もということも考えられるとは思つております。

ただ、そういうことなのかという部分ですね。金額的なことではないと考えていますので、現状はそういったところです。よろしいでしょうか。

議 長

次に、発言順位3番、東藤晃義議員。

東藤議員。

4番（東藤晃義君）

それでは、第4回の定例会に一般質問をさせていただきます。

町長にお伺いします。今後の公園整備をどのようにするかお聞かせいただきたいと思います。

毎年、公園の整備を行っています。今年も遊具の取り付け、建物の壁修理などを行っています。これとって公園の変化が見られません。

また、周りの樹木もかなり大きくなって、田んぼなどにも枝が落ちてきています。剪定などを考えてほしいなとも思っております。

キャンプ場も拡張して、お客さんを受け入れてはどうかとも思っておりますが、コロナが落ち着けばまだまだ来たいお客さんはいると思います。結構評判のいいキャンプ場らしいです。

また、公園のわきにはホテルがいるということですが、これはキャンプのお客さんから聞いた話です。私は見たわけではありません。

この辺になかなか今ホテルなど。もう少し手入れをして、ホテルが住みやすい環境にさせていただいて、キャンプ客を増やしてほしいなとも思っております。町長の考えをお聞きします。

議 長

答弁の方お願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

東藤議員のご質問にお答えいたします。

樹木等の管理につきましては、日常点検を適切に行い、利用者や隣接の地権者に迷惑をかけないように管理をしていきたいと考えています。

ホテルにつきましては、数年前から生息していることを確認しておりますが、詳細に調査しておりませんので、来夏に観察調査し、これからの活用の可能性や手法を検討してまいりたいと思います。

今後の鶴沼公園整備についてでございますが、全体の整備方針につきましては、来年度以降に検討したいと考えておりますが、当分の間は既存施設の維持補修を中心に年次計画を策定し、整備してまいります。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

東藤議員。

4番（東藤晃義君）

樹木などの管理をしていくみたいですが、地権者には迷惑をかけないように管理していきたいと言いますけれど、結構迷惑かかっているんです。

私も隣に田んぼがあるものですから、余り害なことは言いませんけれども、一番困るのが個人の用地との間に排水がある。その横が公園の用地で、その排水は誰の持ち物だといったら、改良区かと言ったら違うと言うし、公園かと言ったら違うと。

どっちでもないし、どこの持ち主かなと。それはお互いに話し合いでなければいけないと思いますが、三、四年前には公園の管理作業の方が手で掘ってくれたことがあるんです。

その後、一切何もないというか、私らも水が流れるから利用はしていますが。それは掃除すればどうということはないんですけれども、その掃除するところにホタルがいるらしいんです。

今後、検討しますという答弁ですが、ぜひとも調査してほしいと思います。

それと、この質問の文章には書いていないんですけれども、以前の町長に、危ない場所があるからもう少し見てくださいと言った年には見てくれました。

沼に子供が落ちて亡くなったこともありましたが、その反対側というのかな、排水の方に、農家の方が、子供が落ちて助けてあげたというのは聞いております。

それで、その年にトラロープを張ってくれたんですけれども、その年だけ張ってくれて、翌年からは何もなかったです。

行政も担当者が変わったり、いろいろ異動があるから申し送りがなかったのかなと思いますけれども、それは質問とはちょっとかけ離れておりますけれども、今後、そのような注意もして、もっとキャンプしやすい、結構お客さんもいい場所だと言って、下草刈りをしなくてもいいぐらいきれいに刈ってあります。

地面ばかりではなくて、周りももう少し視野を広げて見てほしいと思います。以上です。

議 長

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

その件なんですけれども、来夏にちょっと過去の経過、それから地権者の方にお話を聞いて、そこら辺、ホタルの関係もございまして、どのように直していったらいいかということを取り取りなり何なりして考えていきたいと思っております。

それから、トラロープの件も、ちょっとそこら辺も過去の経過を当たって、これから再整備するなり何なりするという方向性で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

東藤議員。

4番（東藤晃義君）

再々質問でもないんですけれども、危険な箇所全部にロープを張れというのではなくて、東側に大きな用水があるんです。そこへ子供が行って落ちたということを知ったものですから、何かあってからでは遅いから、ロープでも張って。言われて動くのではなく、もう少し注意をしてほしい。草刈る人らばかりではなく、職員も行って見てきたらいいなと思っております。答弁はいいです。終わります。

議 長

それでは、発言順位4番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和4年第4回定例会におきまして、教育長に1点と町長に2点の質問をいたします。

まず、1点目であります。小・中学校における新型コロナウイルス感染対策の考え方。

北海道では、他府県より早くから新型コロナの感染拡大期となっていて、オミクロン株の特徴として、若年層の感染者とその家族への感染が多く見られています。

小・中学校においても、その対応に苦慮されていることと思いますが、浦臼町の現状と感染拡大防止の考え方について伺います。

1、今年度の学級閉鎖の現状は。

現在は、学校で感染者が発生した場合でも保健所等による濃厚接触者の特定が必ずしも行われていない状況であり、判断が難しいと思いますが、学級閉鎖や臨時休業などを行う場合、学校設置者（浦臼町）はその範囲や条件について公表する必要があるのではないのでしょうか。

2、休業期間中のオンライン授業など、積極的にICTを活用していますか。

3、一方で、政府が新型コロナウイルスへの対処方針を変えたことから、文部科学省は学校給食時も会話を行うことも可能とすることや、屋外など人との距離が確保できる場合はマスクは不要との通知を出しました。

3年にも及ぶコロナ対策としての子供のマスク着用については、脳の成長やメンタルヘルスに支障を来すという指摘もあることから、考えなければならぬ一面もあると思います。

私は、児童生徒、保護者の不安とも向き合いながら、強制ではなく徐々に進めていく方法を考えていく必要があると思いますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

議 長

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の今年度の学級閉鎖につきましては、適切に出席停止等の対応を行うことにより、学級閉鎖を回避できております。

また、議員ご指摘の臨時休業を行う範囲や条件についての公表は行っておりませんが、文部科学省が示している、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインに基づき、

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。

感染が確認された者が1名であっても、周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。

その他、設置者で必要と判断した場合。

これらのいずれかの状況に該当し、かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に学級閉鎖を実施することとしており、状況に応じて学校管理者と協議を行って決定してまいります。

2点目につきましては、小・中学校ともに、濃厚接触者となり出席停止となった児童生徒がオンラインで授業に参加するなど積極的にICTを活用しており、学びの保障になっているものと考えております。

3点目につきましては、静川議員のご質問にお答えしたとおりであります。児童生徒におきましても、マスクを外すことへの考え方が一人一人違いますので、保護者を含め適切な配慮を行いながら、活動場所や活動場面に合わせた取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

答弁に示された基準についてでございますが、これは道の方針に沿ってやっているのかというところをお聞きしたいと思います。

オミクロン株は重症化率が低いと言われているので、この基準になったのか。

感染者が複数名いたときに学級閉鎖になるということですがけれども、それがなかったということで、今回は学級閉鎖にならなかったと、今年度はないということだったんですけれども、その基準がアルファ株、デルタ株のときとは変更がなかったと考えてよろしいでしょうか。ずっとその基準でやっているよということでもよろしいでしょうか。

その基準について、保護者に対しての説明というのは行われてきたのかというところ。

それから、町民に対する公表は行っておりませんということでしたけれども、感染者の報告義務が緩和されたことによって、私たちはオミクロン株は若年層に広がっているという話を常に聞いているわけなんですけれども、浦臼町はどうなんだろうということが想像の域を出ないわけです。例えばそういう基準とか学級閉鎖、今ここやっているよとかいう現状がホームページなどで公表されていれば、ああ、今このような状況にあるんだということが町民にも伝わるのかなと考えます。

役場の職員さんの感染状況も、一応、正確かどうかはちょっとわかりかねますが、ホームページで公表しているなというところもちょっと見たものですか

ら、学校間でもそういうことはできないのだろうかというところをお聞きしたいと思います。

それから、2番目のオンライン授業のことについてですけれども、今後もインフルエンザなど季節性の感染症が流行するかもしれないし、学級閉鎖、臨時休業がなげにしもあらずということなので、普段からオンライン授業については実践というか慣れていくことが必要なのかなと私は考えますが、前回聞いたときには録画したものを見せて、自宅で好きな時間に授業を受けるというオンデマンド授業もやっているということだったと思うんですけれども、今回答弁にあるのは濃厚接触者となって出席停止となった生徒とオンラインで授業に参加してもらっているというのをやっているということだったんですけれども、そういうことを普段からやっているのかということですね。

普段どのくらい使われているのかというのが、ちょっと知りたかったです。タブレットは毎日生徒は持ち帰っているのでしょうか。

それから、先生たちの問題ですけれども、今現在ICT支援員がいないという状況だと思いますが、機器のメンテナンス業者が先生方の相談にも応じる体制ができているとは聞いておりますが、その体制で間に合っているのかどうか。先生たちの不安に向き合っていただけなのかどうか、そこをお伺いしたいです。

3点目につきましては、静川議員の質問にも同じように答えていただいていたので、大分理解はしているのですが、私の考えを述べさせていただくとすると、飛沫感染防止のためにマスクをするということは大人が決めたルールであって、大人と違って成長期の子供たちにとっては自然免疫の獲得であるとか、心や脳の発達に支障を来すよということがだんだんわかってきたのではないのでしょうか。

その意味では、犠牲を強いられている子供たちがということを最近強く思うわけでありまして、オミクロン株というのはエアロゾル感染と言われていて、マスクでは防げないよと言われております。

それから、全国旅行支援というのも始まって、人々は移動が激しくなっているという現状であるのに、相変わらず学校では一日じゅうマスクをして過ごさなければいけない、給食時も前を向いておしゃべりもできないというのは矛盾しているのではないかなと心の中で思っている生徒というのはたくさんいるのではないかなと思っています。

でも、親だったり先生たちだったりマスクを外していない生活、外ではしているというのを見ていたら、やっぱりほかの人がしていないしというところで、やっぱり外す勇気というのがなかなか出ないと思うんですよね。

日本人の国民性もあって、協調性を重んじる風潮もあるかもしれませんが、言い換えれば、子供たちの間でも同調圧力を感じながら生活しているのではないかなというところが問題だと私は思っています。

なので、やはり大人が見本を示すべきであると思います。

事情によってマスクをできない人もいるんだよとか、一人一人考え方、事情は違うという多様性を認めるという話もできると思いますので、今の基準も変

わったということで、先生たちは批判を恐れずに、こういう感染が広がっている状況であるけれども、屋外や運動部の部活、体育の授業のときには先生が率先してマスクを外していらっしゃるかどうか。徹底されているかどうか。先生たちの考えもあると思うんですが、そこはお聞きしたいと思います。

そういうことで、子供たちも外していいのかなと思うんですけども、強制ではないですよ。先生が外しているから子供たちも外せということではないけれども、外してもいいんだよというか、自分の意思で外していいのかどうかというのを決められるということが大事なかなと思うので、そうなるかというのを決めますし、今教育長のお考えをお伺いしましたけれども、先生たちの考え、そういうものが保護者に伝わっているのかどうか。

神経質な保護者もいて、何、マスクを外したの、みたいに問われるかもしれないので、そういう考え方をきちんと伝えているかと。子供にももちろんですけど、そういう点をお聞きしたいと思います。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

まず、1点目の最初のこの学級閉鎖の基準がオミクロン対応かどうかという部分については、ちょっとオミクロン対応なのかどうかは別として、たびたび変わってしまっていて、今現在のものは令和4年8月19日付で文部科学省が発出したものであります。

何点か条件を言いましたけれども、かつ学校内で感染が広まっているという条件がありますので、結構子供たち、感染はしているんですけども、学校の中で感染をしたという状況は見られないんですよ。

皆さん、家庭で感染していますので、家庭内感染、兄弟がいて感染しているというのが明白なケースがほぼすべてということで、学級閉鎖とかには至っていないという状況になっております。

それで、必要であれば、どういう方法がいいのかわかりませんが、保健だよりになるのか、それとも学校だよりになるのか、保護者の方にもお知らせはしたいと思っております。

それから、ICTの活用なんですけれども、これにつきましては先ほど申しましたとおり、熱があって寝ている場合とかというのは別ですけども、濃厚接触者で学校に行けなくて、家で元気な子供についてはオンラインで授業に参加をしてもらっていますし、例えば、当日子供たちに配付したプリントなどは写真で撮ってメールで送ってあげれば、その場で自宅にいる子供たちも対応できるという状況になっております。

それから、日常的に使われているかという部分につきましては、令和4年の全国学力学習調査というのが行われていますけれども、その中でいくつか質問している状況がありまして、児童一人一人に配備されたPCタブレットなどのICT機器を授業で活用したという項目がありまして、全国学力学習調査は小学校6年生と中学校3年生が対象で、小学校6年生につきましては、ほぼ毎日

と答えた児童が100%という状況でした。

ですから、先生によっても学年によっても若干違いはありますけれども、おおむねタブレットは活用されているのではないかなと思っております。

それから、長期休業中以外は基本的には家には持ち帰っていない状況もありまして、濃厚接触者等になってお休みされるようなお子さんのところには学校がそのタブレットを届けているという状況もございます。

それから最後に、マスクの件につきましては、まだ完全に外していいような状況にはなっておりませんし、感染対策というのは引き続きまだ継続していかなければいけない時期かなとは考えておりますけれども、外していいときには外す、めり張りを持って指導ができたかなと考えていますし、例えば先生自体が外すというのは、やっぱり教職員は子供たちを守りたいという部分がありますので、子供は外しても自分をつけているという傾向はまだあるのかなと思いますし、基本、マスクをまだ外せないような状況だと考えております。

それから、子供については悪影響といいますか発達に支障があるのではといういろんな専門家が今研究している最中だと思いますけれども、例えば5歳以下の乳幼児であれば、親の表情から言葉を読み取るような部分があるかと思えますけれども、ただ小学校入学の6歳以上になれば、恐らく言葉でコミュニケーションがとれるレベルにはなっているのではないかなと個人的には思います。

ただ、表情が見えないということで、早くマスクを外せる日が来ればいいかなとは考えております。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

学級閉鎖の基準について、今の答弁では、保護者には公表したいとおっしゃったので、今まではしていなかったのかなと思ったんですけど、これはそのようにたびたび変わるのであれば、それはきちんと説明するべきではないかなと思いました。

ホームページで公表されてはどうかということについて、ちょっとお答えがなかったので、町民に対する公表はどうしますかというところをもう一回聞いてもよろしいですかね。それが1点目であります。

2点目では、タブレットは持ち帰っていないけれども、学年によって違うけれども、ほぼ毎日タブレットを100%使用している、6年生というのは浦臼小学校のことですか。

ということは、授業としてタブレットを併用して使っているということの理解でいいのかなと思うんですけども、使い方については、それで慣れていけばいいと思います。

中学校の状況はちょっと今お聞きできなかつたんですけども、あくまでも対面の授業が基本ですので、補助教材でこのタブレットを使っているというところではいいと思うんですね。

そういうところでサポート、生徒の自宅で使う場合ですけれども、それでオンラインで授業をやる場合には慎重にやらなければいけないかなと私も考えます。

慣れていないこともあるし、先生たちと対面で話し合いながら授業を受けるのではなくて、ばすっと、これは違ふと切られてしまうと慌てる生徒もいると聞いていますので、徐々に慣れていくこと、それから精神的なサポートが必要ではないかということは思います。

先生たちも大変であるのではないかと思います、あと先生たちのサポートというところでの答えがなかったかなと思います。

メンテナンスを請け負う業者が、先生たちのサポートをきちんと行っているかということ、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、マスク着用については、なかなか感染状況がこのような中、大人からマスクを外すというのが難しいというところを今聞いて、やっぱり大人が外さなければ子供は外すわけないなと思ったんですけれども、それぞれの考え方がるので、誰に対しても強制はできないと思いますが、文科省の基準が出たわけですから、せめて体育の授業、夏場は熱中症の関係あるので外したということですが、屋内での体育の授業となると、やっぱり外せないのかな。

屋外の登下校といっても、バスに乗る際はやっぱりつけなければいけないしということで、なかなかマスクを外す場面というのに当たらないんですけれども、教育長もおっしゃったように、本当に伸び伸びと子供たちがマスクを外して学校生活を送れることを本当に早く見たいなという思いがあるんですけれども、先生たちともうちょっと話し合うという教育長のさっきの答弁と違うのかなと思ったので、場所、場所によって配慮を行いながら取り組みをやっていくよということですので、もう少し話し合いが必要ではないかなと考えたんですけれども、いかがですか。

議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほどご質問に答えていなかったICTの先生方のサポートの件ですが、これは今年度、ICT支援員を小・中に配置しております。

システムをサポートしてくれている業者と委託契約を結んで支援員を派遣しております、大変学校からはありがたいと言われております。

それから、先ほどのマスクの件ですが、室内で行われる体育についても、例えば声を出さないような運動の場合は、特にマスクは必要ないと考えていますし、そう指導されていると思います。

ただ、子供たちによっては外さない子もいるという状況なのかなと考えております。

これから、いろいろ学校の状況を聞いた中で進めていきたいと思っております。

す。

それから、先ほどの基準をホームページに載せたいと思います。
以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、昼食のため休憩したいと思います。
再開時間を1時30分からいたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時29分

議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。
折坂議員の2点目の質問をお願いいたします。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、町長に質問をいたします。

町政懇談会のあり方。

今年度は11月8日と10日に各地区で行われた町政懇談会ですが、その出席者は、晩生内地区は令和3年度11名だったのに対して令和4年度8名、鶴沼地区は令和3年度9名、令和4年度5名、浦臼地区の1回目は令和3年度15名、令和4年度0名、浦臼地区の2回目は令和3年度8名、令和4年度4名、合計で令和3年度43名に対して令和4年度17名となっています。

このように、昨年に比べて今年度の出席者が極端に少なくなってしまったのは憂慮すべき問題だと考えます。

町政懇談会は、町長の描くまちづくりを進めるため、町民の皆さんに町政運営を理解していただくための対話の場として重要であると私は思います。

出席者が減った原因について、担当課ではどう分析していますか。

私は、次の点において不十分であったと考えますが、いかがですか。

1、周知の方法は広報うらうすの記事掲載と直前の防災無線のみでした。事前に内容についても公表があれば興味を持って来ていただけたのではないのでしょうか。

2、内容については、事前に十分な検討がなされたのか疑問であります。地域公共交通の説明とマイナンバーカードの普及状況についての説明のみでした。

7月に行った地域公共交通の説明会と同じ資料を使っていて、町政懇談会のレジュメさえありませんでした。

懇談会は報告会ではありません。町長の公約を実現するための指標を示し、現在の進捗状況を公表するべきで、計画中の事業について広く町民の意見を聞くという姿勢が見られないと思います。

3、令和3年度の広報うらうすでは、懇談会での質疑応答が載っていますが、今年も同じ要望が出ていました。

町民のニーズに答えられなくては、いくら言っても変わらないから、懇談会に行くのをやめたという人もいないのではないのでしょうか。

議 長

答弁の方をお願いいたします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

折坂議員の1点目のご質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、広報うらうす、ホームページと防災無線といたしましたが、来年度以降は事前に内容につきましても明記いたします。

また、SNSによる周知方法を追加して、より多くの皆様の参加をいただくよう努めてまいります。

2点目のご質問でございますが、今回の町政懇談会では、多世代交流施設の説明を予定していましたが、事前調整や説明に時間を要したため、地域公共交通とマイナンバーカードの普及状況の2点について説明をさせていただきました。

今後も主要な事業計画等に関しましては、広く町民の意見を伺う機会として開催してまいります。

3点目のご質問でございますが、住民ニーズや地域課題が多様化しておりますので、すべての要望や質問に即答できない事案もございます。

ご指摘いただいた課題につきましては、財源の検討や対外的な協議が必要な場合はある程度の時間をいただくこととなりますが、検討した結果につきましては、広報うらうす等で町民の皆さんにご報告をさせていただきます。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、今回の町政懇談会の周知の方法について、不十分であったということは思われませんか。

こんなことはあってはならないことですが、どうせ少人数しか来ないだろうという慢心があってはならないのですけれども、そうではなかったのかなという。

レジュメもなかったし、資料も同じものだったというところでは、この慢心という点については、そうではなかったのかなという思いも私の中ではよぎるのですが、そうであればもちろん気持ちを改めてほしいと思います。その点についていかがでしょうか。

本当に年に1回の町長の思いを伝える大切な場ですから、コロナで外出を控える傾向があったにしても、それでもなお聞きたいと思えるような町政懇談会を目指してほしいと思います。

そのための方法として、内容について、来年度は事前に公表したいということでありましたので、ぜひそうしていただきたいと思えますし、もう少し早く

から準備をして、町政懇談会の内容を作り上げてほしいなと思いました。

町民の会の主催の講演会に町長も出席してくださったんですけれども、その時の話し合いでSNSを使った動画配信はどうかという話も町長にさせていただいたんですけれども、なかなか町民が来てくれないという事態が続くのであれば、定期的に動画配信を行って、自分の思いを町民に伝える、幅広い世代の方に伝えるということも考えられてはいかがかなという話もしたと思いますが、またその思いなども聞かせてください。コメントもいただけるという点もあります。

2番目に、内容についてでございますけれども、マイナンバーカードの普及についてというのがあったんですけれども、これは国の事業だよなと思いました。町長がやりたいことではないだろうし、それをわざわざ町政懇談会でやるんだなというところを思いました。

地域公共交通については、今年の10月から運行体制が変更になりましたのでわかりますけれども、去年の町政懇談会で事前の説明が詳しくありました。7月にも説明会がありました。今回は再確認ということで、また町政懇談会で取り上げたということでございます。

利用者の増加を目指して何度もやるということは理解するのですが、どうせ何回もやるなら、決める前でしょうと思いました。

利用者の意向を反映した計画が練り上げられるというのでしたら、アンケートをしました、説明会、そこで町民の意見をいっぱい聞く、実証実験をやる、その後本格運行となるのが普通ではないかなと思うんですが、やっぱり実証実験はなかったし、去年の町民への説明会、町政懇談会ではいろんな意見出ましたけれども、何かそれはできない、この方法しかないという一点張りの説明だったんですよね。

乗降制限があるのは認められないという声もありましたし、買い物に行きたいけれど、途中下車もできないのかという声もありましたよね。

やっぱりいろんな意見、不満の声が今でも私のもとに届きます。通学の帰りの時間帯が合わなくてと、毎回滝川市まで迎えに行っているというお母さんもいらっしゃるし、実証実験ではないですけれども、運行を始めた時点で何らかのたくさん声があるということで町長も先ほどお話しされてましたし、野崎議員からのご指摘に答えられていらっしゃるように、何らかこの声を聞き入れて、より町民に使いやすい方法にさせていただくという、それを考えてほしいなと思います。

ほかにも道の駅、多世代交流施設、診療所の建て替えどうなっているの、そういうところを町民は聞きたいのだと思うんですよね。

指標を示し、年次計画を示し、進捗状況をお話する、そういう場に町政懇談会をしていただきたいと思います。

3点目です。令和3年度の質疑応答が今年の広報1月号に載っているんですけれども、4ページにわたって町政懇談会について掲載されています。

今年の町政懇談会についても、このような形で広報に掲載する予定ですかということをお伺いしたいと思います。

このときの令和3年度の質疑応答の中をちょっと読みますけれど、乗り合いタクシーの申し込みを当日でも受け付けられるように検討いただけませんかと言われていました。

検討しますと答えているけれど、なかなかそうならない。今年もそのような質問がありました。

晩生内がバス路線から外れているんですかという声がありました。令和3年度に。それに対して乗り合いタクシーを利用してくださいと言われてはいますが、タクシーは1台しかなく出払っていることも多いです。やはりこの質問は今年も出ました。

線路の跡地利用については、隣接している所有者と協議すると言っています。今年もその質問出ましたけれども、全く進んでいないということがわかりました。

田園空間博物館の展示物を今年から移していきたいと言っていますよ。進んでいますか。来年度以降と令和3年に言っているので、今年からもう移すと言っているはずなんですけど、それは進んでいるのでしょうか。

それから、令和3年度の質問の中で、水田以外の新規就農者の具体的な支援をやってほしいと言っていますが、その支援策は作成すると言っています。思い切った措置を取ると、町長答えているんですけど、いまだに見えないです。

議会の様子を配信する予定はありますかと質問されています。時期は未定だがやると言われていますが、まだ実行には至りませんというように、今年も同じ質問がかなり出ているんです。本当に検討しているんですかと思わざるを得ない。その点についていかがですか。

議 長

はい、答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

町政懇談会への質問ということでお答えをさせていただきます。

周知の方法が不十分だったという認識を持っているかということですが、通常どおりであったといえばあったんですけど、その通常どおりがもう今の時代には不足しているということになって来ているのかもしれない。

防災無線、広報等でお知らせはさせていただいているんですけど、広報のタイミングもありまして、お話しする項目も載せ切れなかったということもありますので、今後につきましては十分注意していきたいと思えます。

開催の時期についてのお話も要望も受けましたし、内部でも話をしたんですけど、いつも11月の中ほどにやっていたというのが今までの恒例だったかと思えますけれど、もう少し早くしてほしいという意見も実際ありまして、1週間ほどですけど、早めた経過がございます。

結果としては、十分にお集まりいただけなかったということで、またそのときにもう少し早くできないかという別な意見もございまして、やはり相手がいる話ですので、お一人お一人都合というものも違ってきているということで、どこを開催日とするかというのは本当に今後とも悩ましいところではあるんで

すけれど。今まで私たちが考えてきたのは、農村地区ということもありまして、農作業の後始末が終了する10月を終えて開催するのが適当ではないかという考え方で今までやってきたんですけれど、もう少し早くできないかと言われたのも農家の方でしたので、何とも決めかねるところはありますけれど、時期的な問題はやはり11月上旬、中旬というところが適切かなというところがありますので、時期的には大きく変えないにしても、周知の方法につきましてはSNSも含めて間口を広げていきたいと思います。

2点目のマイナンバーカードを含めて、マイナンバーカードと公共交通ということで2点の説明だけだったというところですが、1点だけ、マイナンバーカードにつきましては、町としても推進するという立場を明確にしまして、商品券の交付という形もとらせていただきましたので、決して国の事業だから懇談会で説明してはだめというものではないという判断をしておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

項目的にも不十分だったという認識はあります。特に多世代交流施設につきましては、事前には、もう皆さんに報告しようという考え方を持っていたんですけれど、どうしても関係者との調整なり議会も含めて、事前の説明をした上でという前提で考えておりましたので、町政懇談会の方が先に来てしまったこともありまして、議題として出せなかったというのがあります。

11月中旬ということで、日程的には今後とも決めていきますので、それに合わせた形で次年度以降につきましては日程調整の方を進めさせていただきたいと思います。

3点目ですけれど、なかなか今、例えば乗り合いタクシーの当日予約については昨年も出ていましたというお話がありました。

これにつきましては、内部的にはすぐ業者さんとお話をさせていただいて、一定の回答はもらっているんですけれど、結果的には人員の確保という大きな問題がございます。

今日の後ほどの一般質問でも回答させていただきましますけれど、どうしても今の体制ではできないという業者さん側のお話がありまして、町としてはそういう結果を聞いた状態ではあったんですけれど、それをその後にお知らせする方法を取らなかったということで、昨年と同じ質問が出ていましたという流れになっていったのだと思います。

今回、答弁でもさせていただきましたけれど、答弁し切れなかったものにつきましては、答えが出た時点で広報なりホームページの一部分を使ってお知らせするような形を今後は取っていききたいと思います。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

○5番(折坂美鈴君)

動画配信については。

町長(川畑智昭君)

すいません、それにつきましては、またよく検討します。

議 長

再々質問ございますか。

それでは、3点目の質問をお願いいたします。

○5番（折坂美鈴君）

町政懇談会の件については慢心はなかったと理解をいたします。ぜひ検討をよろしくをお願いいたします。

でも、指標は示してほしいです。報告会ではなくて、町長がやりたいことを、やっぱりこういうものをやりたいんだ、いつまでにやりたいんだということはぜひ皆さんお聞きしたいという強い気持ちがあります。質問ではありません。

続けて、持続可能な農業を維持するために町の支援を。

浦臼町の販売農家数は173（142世帯）で、そのうち60代以上の農家が56.8%を占め、10年後も農業従事者としてカウントできるのは120名程度と見られています。何も手を打たなければ3割減少するということです。

農業を取り巻く現状として、肥料代、光熱費の値上がりをはじめとするすべての諸経費が軒並み高騰していても、需要が伸びないことから、農産物の価格に反映できないことや、原料を輸入に頼る化成肥料を来年度以降も調達できるかわからないこと、国の転作奨励金カットによる収入減少に加え、高齢で離農する農家の農地を引き受けなければならないという地域の事情、このような将来への不安を抱える担い手たちを、どのように町が支えていくのかを考えてみたいと思います。

1、町は今までも、若手農業者チャレンジ応援事業や農業活性化支援事業などで、省力化や新技術活用の機械導入に対して支援を行ってきました。今後については、燃料費高騰に対する町独自の支援もあり、根本的な解決には至りませんが助かっています。

肥料費高騰に対しては、国の支援は現行の1割分を減肥した上で高騰分の7割補てんと言っていますが、実質的には5割程度と見られています。北海道の支援分については有機肥料を除くとあります。その点を考慮の上、町の支援についてもお願いしたいと思います。

2、国は食糧安保の強化の観点から、肥料の安定確保を目指し、原料の備蓄や堆肥など国内資源の活用を推進しています。

町の地力増進施設において、堆肥を生産し、町民に還元するのはどうでしょうか。町民の雇用も生まれます。

3、持続可能な産地の維持や活性化のために、生産者やJAと連携してITや交流サイト（SNS）の活用を。

4、水田活用の直接支払交付金については、地域からの要望により軽微な変更が加わりながらも、国の主食用米からの転換を促す水田の畑地化の方針は変わりません。

農家の意向調査を行っているJAと情報を共有しながら、令和5年夏にも決断を迫られる農家へ正確な情報を提供することも、町がやらなければならない重要な仕事ではないでしょうか。

5、新規就農者対策を願います。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

3点目、持続可能な農業を維持するために町の支援をとの一つ目、肥料高騰に対しての町の支援についてでございますが、今年度中に町独自で肥料に対しての助成を行う予定で、今、定例会の補正予算に上程しております。

次に、地力増進施設で堆肥を生産し、還元することについては、地力増進施設のコンポスト生産設備については堆肥化を中止してから20年が経過しており、その間の機械メンテナンスは行っておらず、正常に稼働できない状態です。

また、現在、町内で発生した生ごみは、広域化で砂川市のクリーンプラザくるくるに搬入しバイオガス発電の原料となっていることから、再稼働には至らないと考えております。

続いて、持続可能な産地の維持や活性化のためにITやSNSの活用とありますが、現在は一部の農家の方が個人的な情報を発信しているのが主で、ビジネスでの活用はごく少数にとどまっていると認識しています。

ITや特にSNSは参入のハードルが低く、PRや独自の販売の場として有効と考えていますので、生産者やJAとの連携のあり方、方法について調査をしたいと思います。

次に、水田活用の直接支払交付金について、JAと情報を共有し正確な情報提供をとのご質問ですが、地域農業再生協議会を軸として、JAをはじめ関係機関と情報を共有しております。

ただし、制度の変更内容については、現時点では新聞報道の情報のみしかなく、農林水産省より公式に発表されていないことから、発表後は情報を整理し、判断材料となるよう各農家に対し丁寧に説明をまいります。

五つ目、新規就農者対策につきましては、農業振興、農地対策、人口減少対策として重要な施策であると考えております。

現在、対策の具体化に向け、他市町村への視察や情報収集、また、生産部会の皆さんと指導者の確保、支援制度受け入れ体制などの整備について、協議を進めているところでございます。

今後も農業者やJAをはじめ、農業団体との協議を重ね、後発ではあります但し、新規就農希望者に選ばれる支援体制、制度作りを進めてまいります。

以上です。

議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和3年1定において、町長と「持続可能な農業の推進とは」ということで議論をしています。町長の公約に対しての質問でありました。

私は、多様な人材を増やすための環境整備や小さな農家にも光を当てる施策をお願いいたしました。

大量生産、大量消費、大量廃棄の時代は終わったので、リスク回避の視点からも、小規模であっても多様な農家を増やすことが重要だとの考えをお話ししました。

有機農業者に対する支援や有機農業に誘導する仕組みを意見したのですが、今まさにそういう時代になってきていると思いませんか。

SDGsの取り組みについても、エネルギーの地産地消やごみの堆肥化についての議論もいたしました。

加えて、現在の課題として、産地を牽引してきた団塊世代が70歳を超え、生産基盤が弱体化してきています。

担い手不足が深刻化する今、産地をどう維持していくかという問題があると思います。

まず、肥料費高騰については、北海道では1.7倍にもなると言われているんですけども、国は全国平均での計算式に当てはめて計算されるということで、その高騰分の7割が国から補てんされるのですが、1割減肥した、その上でという計算になると聞いています。

町の支援も国に準じてということでの理解をしているんですけども、上限が1割減肥する前提でということになるという理解をしています。

今回の補正予算でいち早く町の支援を表明していただけたことは農家にとってありがたいことです。大きいことです。農家の今後の経営を支える大きな安心感となるのではないのでしょうか。町長のご英断に心から感謝申し上げます。

しかし、国の補助金は再来年はないと思われれます。何より化成肥料はその原料のほとんどが輸入なので、再来年は手に入らないという可能性も出てきました。それが相当な高額を覚悟しなければならない。

国内資源の活用として、堆肥を地元企業などと協力して製造してはどうかという提案をしたんですけども、前にやっていた地力増進施設のコンポスト生産設備については、中止してから20年がたっているから、メンテナンスを行っていないし、できないというお答えだったんですけども、重機があればできるのではないですか。

施設については国の補助もありますし、今これをやらないと再来年から本当にどうするのかなと身に詰まる思いなんですよ。

利用できるものはたくさんあるのではないですかね。牛ふん、敷きわら、ブドウの絞りかす、もみ殻、生ごみ、利用できるものはたくさんあると思うので、地元で良質な堆肥を製造することが大事ではないかと。そして町民に還元する。

それから、堆肥の形状を、例えばペレット状にしていだけたら一般のブロードキャスターでまける、使いやすい、そういうこともあります。より多くの人に当たるようにするには、やはり地元のものでそういうものを作ると。

クリーンプラザくるくるにあるよとおっしゃっていますけれども、誰がそれを利用していますかね。やはり地元でやるということに意味があると私は思っています。堆肥の製造について、もう一度お考えください。

3番目に、有機農家を増やすこと、これについて考えてください。

浦臼町にはクリーン米生産組合という農薬、化成肥料を北海道基準の2分の

1 以下に抑えて米作りをやっている浦臼町独自の生産組合があります。

前もお話ししましたけれども、有機農家を増やすのに一番手っ取り早いのが学校給食に有機米を使うことでもあります。町長ともその議論はしたと思います。ぜひ検討してください。

農家が苦勞してクリーン米を生産しても、そのお米が売れないとJAの加算金はつかないんですよ。一般の米と同じ金額しか農家には払われないんです。これではモチベーションは下がってしまう。

ふるさと納税で浦臼ブランドとして大々的にクリーン米を扱ってください。

それから、町がイベントなどで配る臼子ねえさんがプリントされたお米、あれは中身は浦臼町のお米とは限らないと聞いております。

もちろん、ライスセンターでは新十津川町のお米も入ってくるので、同じレーンで選別されれば、やはり混ざってしまっただけだと思えます。

浦臼町のクリーン米は別レーンで選別されていますから、浦臼クリーン米生産組合の名前で売られるものは確実に浦臼町のお米なんです。そういうお米を浦臼町の特産品としてブランド化して売ること考えてください。高く買っただけならと、クリーン米に取り組む人が増えるという、町がにんにく生産組合の立ち上げにいろいろ後方支援されたように、やっぱり有機農業を増やすためには町の後押しが絶対必要だと、私は思うんですよ。

有機農家を増やすということは、国の「みどりの食料システム戦略」とも合致します。日本の農地は肥料が飽和状態だと言われています。いかにして肥料を減らすかが今後の課題となっています。

そこにIT技術の活用でドローンやトラクターにAIを搭載して、適切な施肥をするということもできるのだそうです。

有機農業に誘導するというと、昔のやり方に戻るのかという話になると思うのですが、そうではなくて、家族農家が培ってきた地域資源を生かすやり方、そういう伝統的な農法に先端技術のノウハウを組み合わせる省力化していく、そういうのが現代の考え方なのではないかと私は考えています。

それから、農産物をブランド化して、SNSを活用してたくさんの方に買っていただく方法も検討してください。やる気のある元気な農家を育てましょう。JAや農家と連携しながら後方支援をしていく、これをやってください。

今までのように機械代の補助というのはもう十分にやっていただきましたし、これが全員に公平にとはならないと思います。そろそろ方針を変えるべきではないかと思えます。

畑地化の関係では、なるべく国は補助金を支払わない方向に進めたいようですが、そのことについて急激な変更は農家の混乱を招いているということはお聞きだと思います。情報収集、提供するということではありますが、畑地化についての考えがあればお聞かせください。

最後に、新規就農対策については何度も言っていますが、いつやるんですか。今こそ営農対策協議会が機能する局面であると思えますが、いかがですか。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

かなり最初の質問から拡張されたご質問が多くありましたので、即答できるものばかりとはちょっと限りません。

まず、肥料高騰対策でしたけれど、これにつきましてはまず第1弾ということで今回提案させていただきまして、夏の最終的な状況を見て再度生産的な支援を行っていきたいと考えているところです。

堆肥化に絡めてかなりのご提案をいただいたところですが、コンポスト施設の再利用という意味ではないということで、そのようにちょっと読み取れたものですから、こういうお答えをさせていただいたのですが、ただ、今大きなところでは、
さんが1,000頭規模の牛を飼われているということで、牛ふん自体はかなりの量が発生しているということで、
さん自体も堆肥舎というのですかね、屋根付きのところでは養生しているというのは聞いておりますけれど、それ以外につきましては牛を飼われている方が数軒、町内にいらっしゃるということで、町内だけのものでどの程度、仮に堆肥化したとして賄えるものなのか、ちょっと想像も今のところはずきませんので、それに対してすぐできる、できないというお答えはちょっとしかねますけれど、今あるものを使って、例えば稲わらですとかもみ殻ですとか残渣ということですね。そういうものを使って、町内すべてとは言わないけれど、賄えないかというご提案ということで、お話としてはお受けいたしますけれど、できる、できないは、すいません、この場ではお答えはできかねますけれど、現実的に可能なかどうか、ちょっと私たち、多分専門家に聞かないとわからない話でもあろうかと思っておりますので、ちょっと勉強させてください。

あと、有機農家を増やすということですが、これにつきましてもやはり農家の方自身の意欲といいますか、そういうものに対する志というか、今の時代なかなか有機に踏み出すということは、やはりそれなりの意思といいますか、心構えがなければなかなか行けないのかなというところはありますけれど、それを支援する体制、そういうことを町の方でというか、農協さんと組んでということだと思っておりますので、農協さん自体がどのようなお考えなのか、積極的なかどうかというのは、今はちょっとわかりかねますけれど、担当の方とも将来的なものについての話し合いはさせていただきたいと思っております。

あと、白子米については、すいません、ちょっと私は全量、浦白米だと思っていたんですけど、そこはちょっと確認をさせていただいて対応したいと思っております。

畑地化の話、見識ということでお話がありましたけれど、最終的な報道といいますか、公表、刊行なされてはいないんですけど、新聞報道で流れている限りでの話になりますけれど、前も何かの機会にお話ししましたけれど、多分いろいろパターンがあるかと思っております。

トマト農家さんですとか、花農家さんとかメロン農家さんというのは、多分、ハウス栽培で何十年来継続されているというのが大半になりますから、そこを水田なり湛水なりということはかなり現実的には難しいのかなという思いはあ

ります。

ですから、そういう本当に固定化されているところについては畑地化やむなしという考えは持っておりますし、また最終的には農家さんと話をして決定していくことになるかと思えます。

あと大規模な例えば麦ですとか、ソバですとか、ヘクタール単位で作付けされているようなところが固定している場合につきましては、これも農家さんの判断になりますけれど、ブロックローテーションという形もとれるのかなという考えは持っていますけれど、私の考えはそれほど農業に精通しているわけではありませんので、それこそ営体協なり再生協議会の中でお話をさせていただいて、最終的な方向性といえますか、農家の方との話し合いに臨むに当たっての再生協の考え方みたいなものは持って、話し合いに臨んでいきたいと考えています。

あと新規就農者の関係ですけれど、本当に当初から言ってきた、なかなか進まなかったんですけれど、先週、トマト部会の役員の方に来ていただきまして、今後の一番は協力要請ということでお話をさせていただきました。

これまでも何度かお話あって、近隣の先進的な自治体にかなり細かいところまでお話を聞きに担当の者が行ってきたんですけれど、やはり一番はそういう支える体制、町が支える部分と農家の方が支える部分というのがかなり重要な、継続して残って農業を続けていただくためには、やはりそういうところがしっかりしていないと、というお話を重々聞かされておりましたので、まずは、とりあえずはトマト部会から始めましたけれど、明日はメロン部会の方にお越しいただいて、また話をさせていただくんですけれど、各部会ごとになるか、まとまってなるかわからないですけれど、とりあえず今、実際にそのものに従事されている方にお話をさせていただいて、協力体制というのですか、ご協力いただくことをお願いしていくことと、あとどういう実情かもあわせてお伺いをさせていただいて、そういうところまで手が回るのか、なかなか少人数でやられていますので、厳しいというお話も聞いてはおりますけれど、役場だけでは、農協だけではできないところがどうしてもございますので、農家の方の協力体制をまず作らせていただきたいと考えています。

申しわけありません。すぐ、なかなか答えが出なくて、成果が出なくて、期待に応えていない部分もあろうかと思えますけれど、本当に一歩ずつ進めさせていただきたいと考えています。

以上です。

議 長

持ち時間を使い切りましたので、以上で終わりたいと思います。

それでは、発言順位 5 番、牧島良和議員。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

令和 4 年第 4 回定例会に当たり、町長に 1 点について一般質問をいたします。住民税均等割課税世帯への支援について議論したいと思います。

国は、電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金として、自

治体にその制度を示したところであり、11月28日第6回町議会臨時会において可決され執行されようとしています。非課税世帯に一律5万円がこのことで給付されます。

私は、非課税世帯に加え、均等割課税世帯に町単費での支援を求めますが、いかがでしょうか。

議 長

答弁、お願いいたします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

今回の国の給付金は、令和4年9月9日に開催された物価賃金生活総合対策本部第4回において、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対し給付することとされ、対象が住民税非課税世帯となったところでございます。

議員の質問について、現状の対象世帯数を確認したところ、非課税世帯が約300世帯であるところに対し、均等割課税世帯は約60世帯となっております。

割合としては、全世帯数に対して約8%となっております。

給付金の対象世帯をどこまでにするかというのは難しい判断になりますが、当該世帯を含め今回給付対象とならなかった世帯に対しては、既に全世帯全町民を対象に配付した商品券等による支援も行っており、現状では国の定めた支給要件を拡張して給付を行う考えはありません。

議 長

再質問ございますか

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

国がいろんな形で国民に対して、町がその制度運用の中で一定の基準いうところでもって支援、支給している、この形というのは多々いろんな方面にはあります。

それで、多くの場合、この住民税非課税世帯いうくくりで国は子育て支援、それから高齢者の生活支援までかなり広い範囲でこういう区切りのしようというのがありますよね。

それで、非課税世帯というくくりでいったときに、今ほど言われたように今回臨時会で決めたのが300戸当たりということになります。

それで、お答えいただいたように均等割世帯が60世帯ぐらいと言われます。

それで、ここの世帯というのは非課税世帯でありますから、収入が少ない世帯、なおかつ均等割というところでは、そのもう少し所得が上になっていくと、そういう読み取りのものである、こう理解するわけです。

国はわかりやすいといいますか予算に照らして非課税世帯とくくる場合が、前段言ったように非常に多いと思っています。

それで、今ほど、そのくくりようの中で、先般住民課長の方に私も相談に行

きまして、町内にあってどのぐらいの世帯がそのくくりの域としてあるんだろうかと尋ねたところであります。

今、町長がご答弁いただいたように、均等割世帯、いただいた資料では64戸となっていました。

それで、所得でいうと、住民税の非課税世帯、およそ推定される年収というのは270万円以下なんですね。

270万円、これを12カ月で単純に割ると月20万円の収入と、それでもって生活をするということですよ。

それで、その上で、今のくくりの問題で言えば、多く使われているのが就学援助だとかもろもろの基準とするときに、およその目安で、課長からいただいたのは非課税世帯とするのが270万円、その次ランクというか、推定年収の多くは360万円と言われました。360万円の内、今言う均等割というのが64世帯、それからその後住民税が出てくるわけですけども、一定の見ようの中で360万円を三つに割って、均等割の世帯、それから4万8,600円で区切る世帯、このところが138世帯、それから7万7,101円未満のところ61世帯と、こう区切られていました。見やすくする意味でそう表示をいただいたところです。

いずれにしても360万円のくくりの中に、およその世帯数とするのがこの64戸、138戸、61戸、加えて二百六、七十世帯あると。非課税世帯と同じぐらいの世帯がそこにまた集中しているわけですね。

それで、非課税世帯で292戸、それから今言う二百七十、八十ぐらいの世帯、同じぐらいの世帯が、この年収で360万円までの世帯が合わせてほとんど500戸以上のところが、600戸からのところがそういう世帯で生活しているわけです。

それで、何でもこういうところで私が言うかということ、ご案内のようにこの秋、もう6,000の品目が価格値上げがされていると。これからまだまだ予想される、消費者の商品の値上げが、引き続き上がっていくわけですね。

そういう中で、均等割世帯といえども、相当な日常生活の圧迫が予想されているわけです。ですから、今回その64世帯、お答えいただいた8%になるうとするそのところを何とか支援できないのかということなんです。

今、町長がお答えをいただいた町での独自策、コロナ対策を含めた独自対策を上塗りしても、それは非課税世帯も、それから均等割世帯も、いわんや900万円、1,000万円所得あるところも同じようにそれは支援されているわけですから、それを支援しているからいいでしょうという話ではないということなんです。

このところは今の物価高と、それから生活の高度化の中でやっぱりそれぞれの独自策として、ここを大きく市町村単位で前進させていくということが大事なのではないかと思うんですね。

ですから、今私が言った非課税世帯の64、予想されるその世帯にそのところを町が手当てをしていくと、これは今の物価上昇の中にあっても薄過ぎるぐらいなものであって、まだまだ基本的には支援していかなければならない部

分ではないかというところから、私の今回の質問になっています。

この点について、270万円で区切って279世帯、360万円で区切って250世帯以上のところの世帯、いわんや均等割のところでは64世帯と、このところにやっぱり今町が手当てをしていくということは大事なんだろうと思います、いかがですか。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

牧島議員、数字を使って細かくご説明をいただきまして、よく理解できたところです。

ただ、今回このご質問をいただく前から見てはいたんですけど、上乘せという形で支給している町も、道内的に見ましてもないわけではないというのが理解したところです。

均等割世帯まで出しているところもありますし、それ以上というところもありました。

ただ、数的にはそれほど多くなかったなというのが持った感覚ですけど、今回改めてご質問いただいて考えてみたんですけど、本来であれば困っているのは国民であるということであれば、国が何らかの手だてをすべきだったというのが、正直な私の考えです。

絶対数は少ないとはいえ、一自治体が安易に、安易ということはないですけど、拡張して支給するというのは、かなり大きな判断が要るところかなと思っております。

拡張して支払っているところを見ますと、国の制度に合わせた形で同時期に進行しているというのが現状でございます、国の方はもう既に始まっておりますので、それに上乘せする形で支給されているというのがほとんどといいますか、すべてだったと認識しております。

ですから、今回のお話は、今後の社会情勢がどうなっていくかちょっとわかりませんが、より厳しくなっていくというような状況になれば、改めて考えていく可能性はあるかと思っておりますけれど、今の時点では国の基準を拡張して町が上乘せするという考え方は持ってはいません。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

基本的に私が思うのは、今こういう時期になっても国はそこへの手当てをしていません。今、町長、言われるとおりなの。残念ながら。

軍備品には2倍にするよ、復興特別税は充当させますよ、軍備品と、こうつくったもの自体もねじ曲げて、今、国はやるうとしているんですよ。国の予算を使おうとしている。

これ以上の国債を出さないためというお題目のもとで。しかし使うところが違うんですよ。抑止力やそういうものでどんどんどんどん国はお金を使って、本来やっぱり住民自治がしっかり支えていける、町民一人一人の生活をどう維持するかという視点が欠けているから今の状態なんですよ。

ですから、私が思うのは、やっぱりこれは、相当地方自治体が手を組んでスクラムを組んで、上京した折に今の状態をしっかりと、360万円未満の生活の実態をどう伝えていくか、そのことに町理事者自身がつかまないと、ここの説得をする力にはならないと思っています。

国はこれだけの状況になってもやらない。だからこそ一自治体が力を寄せて、そこに、このいただいた数字で言えば64戸に対して5万円の手当てをするという底上げ、それから訴え。訴えだけで足りないから町の実績としてやるということが国を動かすと、こういう視点には立てませんか。

そこがないと地方自治体はこの問題一つ取ってみても押されて、押されて、押されまくりなんですよ。

私は、いただいた数字803戸あって、そして非課税世帯が292戸あって、総額360万円以下のその間に挟む人が263戸あって、結果803戸のうち555戸がそういう360万円以下の収入で生活しているんですよ。

その大変さを、もっとリアルに町の皆さん方がつかんだときに、1戸当たり仮に同等の臨時会で施行した5万円を施行できる。

それから、予算化して5万円です。これをやることによって、地方自治体が国へのあらゆる施策の面でも後押しとして、実現を国に迫っていく原動力にしていく、町長自身がその視点に立たないと本当に町は壊れていくと、私はそう思うのですがいかがですか。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

確かに、国を責める場ではありませんので簡単に申しますけれど、一昨年ですか、一律10万円というのがありました。あれは本当に、所得に全く関係のない1人10万円ということで配られて、当然喜んだんですけど、本当にあの使い方が正しかったのかというのが、今、改めてお話を聞いて思いました。

本当に所得の低い方に、優先的に配るような措置があつたときから取れていれば、今回も別な形になったのかと思います。

ただ、町が今5万円を60戸の方にお配りすることは、なかなか国の政策を動かすところまではいかないのではないかと、というのが私の本音でございまして、今回はこういうご提案をいただきましたけれど、当然先生方とお話するときには提案はさせていただきますけれど、今回につきましては、今の時点では5万円の追加交付という形では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長

それでは、ただいまから休憩を5分ほどとりたいと思います。

2時35分まで休憩とします。

休憩 午後 2時27分
再開 午後 2時35分

議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位6番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、令和4年第4回定例会に当たりまして、質問をさせていただきます。町長に質問させていただきます。

浦臼町農業活性化支援事業補助金についてです。

農業活性化支援事業補助金は、令和3年より開始されまして、IT農業、新規の作物に対する支援については町の意気込みがうかがえるものと受けとめているところですし、今後さらに農業振興の一助になることを期待しているところです。

特に、にんにくについては部会が設立され、収穫機の導入助成が決定されるなど産地化に向け順調に進捗していると思っておりますが、事業開始から2年が経過し、今後の事業推進についてお伺いをいたします。

一つ目といたしまして、新規作物導入（ソフト）事業についてです。種苗費の導入補助ではにんにくについて1品種の助成しか行っておりませんが、他品種の助成についてはどのように扱うのでしょうか。

二つ目として、若手農業者チャレンジ応援補助金と一部支援内容が重複するように思われますが、これからも並行してこの事業を継続して行うのでしょうか。

3番目として、新規就農者に対する支援項目の追加措置は行わないのでしょうか。

よろしく願いいたします。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

浦臼町農業活性化支援事業は、農業者が行う新しい取り組みやスマート農業、町内農産物を活用した6次化事業などに対して支援することにより、浦臼町の農業のさらなる振興と活性化を図る目的で令和3年4月1日に施行いたしました。現在までの活用は、ハード事業とソフト事業合わせて23名でございます。

続きまして、浦臼町にんにく産地化支援事業につきましては、農業者の所得向上と持続可能な農業推進のためににんくの作付けに対する支援を令和4年4月1日に開始いたしました。

本年度の活用は、種子購入助成事業が14名109万円、生産振興支援事業は4名で59万7,000円の支援を行っています。支援を開始する前の令和3年度と比べますと、作付者数が10名増えており、作付面積が180アール増えているところでございます。

ご質問の1点目、種子購入助成についてですが、現在助成対象となる種子はウイルスフリー種のみとなっております。これにつきましては、にんにくを作付けする上でウイルスを媒介とする線虫等の被害を抑えるために極めて重要なことだと思っております。

議員ご質問の他品種への助成についてですが、ウイルスフリー化や検査機関での分析などにより安全が証明されれば、取り扱いも検討していきたいと思っております。

2点目の若手農業者チャレンジ応援事業と農業活性化支援事業の支援内容についてですが、議員ご指摘のとおり一部重複している部分がございます。

若手農業者を対象に先行して実施して来たチャレンジ応援事業ですが、今年度をもって終了し、今後については農業活性化支援事業への統合を予定しているところです。

3点目の新規就農者に対する支援項目の追加ですが、現在の農業活性化支援事業に項目を追加する考えはございません。新たに新規就農者を対象に独立した制度を立ち上げ、支援を行う考えです。

支援内容につきましては、折坂議員の質問で答弁したとおり、具体的な内容はまだ決まっておりませんが、新規就農者が魅力を感じる効果的な制度にしたいと考えているところです。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○1番(高田英利君)

浦臼町の新たな農産品の1品目としてにんにくに対する取り組みは大変評価するものと私は思っています。

現在、部会が設立されまして、収穫機の助成の導入が予定されたり、種子の助成が先ほど町長の説明にもありましたとおり14軒受けているという報告もありました。

今後さらに、面積、収穫量が増えることが期待されると思います。現在は、作付け1品種のホワイト六片だけということでございました。

実際、在来種という形で作付けされている方もおられると確認もしておりますし、その方につきましては現在ウイルスフリーではないという話は聞いております。

ただ、部会の方にいろいろ確認をしてみたところ、在来種についてもウイルスフリーの試験もやっているし、今後、種子も増やしていく可能性は十分にあるんだという話も聞いておりますし、今町長の説明にもありましたとおり、ウイルスフリーの証明ができれば補助をしていきたいという話もございました。

ただ、その中でも、やはり現状の中ではＪＡとの取り引きの中で種子の購入、販売をメインとして取り扱っていくのかなという状況に感じています。

私の聞いたところによりますと、その在来種を作っている方については、農協との取り引きが、現在のところは行っていないという話でありました。

ただ、この助成の種子が、農協が行っている助成であれば当然それもありかなと私も思います。やはり町が助成をしている中で農協の取り引き関係の方だけの助成でいいのか、私は疑問に思うところです。

確かに、部会の設立をもって助成するという形は確かにやりやすいですし、町としても部会を通して数量把握もできますし、何かと都合のいい部分は確かにあると思います。

ただ、町の行う助成の取り組み方としては、農業の方が、例えば農協以外の取り引きの中でにんにくの作付けをして販売をしていくんだという方についても、やはりある程度助成をしていく考えがあっても、私はいいのかなと思っています。

確かに、病気とかの問題もあろうかと思っています。夏に私たち議会で清水町に視察に行った折には、やはり種子の育成というのは組織を挙げて大事に取り組んでいるという部分でも、私たちも視察を行ってきましたので、病気に対しての認識というのはやはりシビアになっていかなければならないというのは、私も当然認識はしているところですが、種子助成について町として、どう今後、その方々について考えていくのか、再度お伺いをしていきたいと思いません。

2点目であります。

チャレンジ応援資金であります。今年の予算では500万円を予算計上しているところです。

新規就農者が増えていかない中で、今後、私もこの事業が果たして継続的に運用していけるのかなという思いの中から質問したんですが、先ほど町長のお答えの中で、来年から一本化して進めていくんだという話を伺いました。

その中で何点かお伺いをしたいところがあるんですが、今までチャレンジ応援資金を受給可能だった方々が50歳までおられると思います。その中で、実際にチャレンジ応援資金を活用した方々が何名中、何名おられたのか、もしわかればお伺いをしたいと思いません。

そしてさらに、このチャレンジ応援資金を本来であれば活用できた方が、来年もし一本化するとすると、今の事業の中で取り組めるところはこちらの方で取り組みますが、若手チャレンジ資金の中でしか取り組めなかった部分の資金について、もし取り組めたかったという方がおられると想定するならば、その辺の扱いについて今後どうお考えになるのかお聞きしたいと思います。

さらに新規就農についてですが、先ほど折坂議員からも新規就農については話がありましたが、私は、新たに町外から新規就農した方に助成という部分も確かにあるんですが、私の中で思っているのは、やはり後継者に対する支援もまだ残していったほしいなという思いがありまして、例えば就農してから5年、10年の間の農業者については、何らかの形で資金を残して対応していったは

どうかなと思います。

例えば、最初の2年、3年はなかなか自分の意思で思うようにいかないかもしれませんが、5年、10年と続けていくうちに、やはり自分のやりたいこと、これから事業展開をしていきたい農業の部分について自分の思いを実現するためにも、やはり町が後押しできる資金を残してあげても私はいいのかなという思いの中から、新規就農に取り組んではという部分を付け加えてはという私の思いです。

先ほど町長の説明にありましたとおり、新たな新規就農につきましては別な形で当然取り組んでいただきたいですし、先日、晩生内で会合があった折には町長はいろんなところに職員を派遣して、月形町や北竜町の状況も一応勉強しているんだという話も伺っております。

それらの実現に向けて頑張っていたいただきたいところなのですが、私が今回この中で提案していきたいのは、後継者として新たに農業を始める方についても応援していける制度を残してはいかがかなと思います。いかがでしょうか。

議 長

答弁をお願いできますか。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

とりあえず、私が答えまして、足りなければ担当に答えていただきます。

J Aの関係といたしますか、在来種がウイルスフリー化されていないということで、助成対象からは今のところ外してございます。当然、病気に関わる部分ですので、何らかの保障がなければなかなか推進できないというのもご理解をいただきたいと思います。

ただ、お話にもありましたように、ウイルスフリー化に向けての動きもあると聞いておりますし、今後そういう形で何らかの証明が出るという形になれば、補助対象にもしていきたいと考えますし、あと農協さんとの関係ですね、部会ですとか農協さんから種子がどうかということにつきましては、詳細はこれからちょっと話をさせていただきますけれど、そういう部分での区別といたしますか差別ということがない形で進めさせていただきたいとは思っています。

ちょっと2番目については、担当の方から答えていただきたいと思います。

3点目の後継者への支援ということで、今も農業活性化支援事業の中で一部年数を経過しての話ということですが、支援策を補助事業として持っているところがございますけれど、それ以外についてということでしょうか。5年たった100万円とかという以外の部分での実際の新規取り組みですとか、そういうものに対して後継者枠という意味ですか。わかりました。

全体の中でも後継者、後継者ではないに関わらず、支援策というのは一応取りそろえているところですが、そのあたりにつきましてはまたちょっと時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

新規就農者のお話も先ほどからいただいておりますけれど、北竜町や月形町、本当に歴史があります。20年、30年という歴史の中で新規就農策を今まで

続けられたということで、改めてお話を聞きますと、単なるソフト事業ではないというのがよくわかりました。

実験農場ですとか、宿泊棟ですとか、研修棟ですとか、本当にやれば切りがないぐらいのハードも関わってくる大きな事業だというのがよくわかったところです。

とりあえずは受け入れという意味でのソフト事業から体制を整えていきたいと思っておりますけれど、今後事業が進んでいけば、いずれはハードということも議会の方にもご相談させていただくときが来るかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

若手農業者チャレンジの、今までに何名対象で何名使用したかというところなんですけれども、すいません、何名対象かは今現在数字を押さえていないんですけれども、使用した人数につきましては46名となっております。

以上です。

議長

再々質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

今、町長から新規就農者に対しては前向きな意見をいただきましたし、ぜひ取り組んでいただけるものと私は確信しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、若手農業者につきましては、今46名ということでお話ありました。受けられる可能性がまだある方も実際にはいるという判断で、もし制度が残った場合、若手農業者チャレンジ資金を使える可能性がある方はいるという認識でよろしいんですね。恐らく。その方々の扱いについて、今後どうするのか。一本化をしていくのか、何らかの形で支援をするのかというところは、まだ整合性をこれから取っていかなければいけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

今、お話を伺いましたので、協議して検討させていただきたいと思っておりますけれど。お時間をいただいて検討します。

議長

山崎主幹、どうぞ。

○産業課主幹（山崎 哲君）

今、町長お答えしたとおり、若手農業者チャレンジと農業活性化支援事業の重なる部分がありますので、その重ならない部分で農業者の希望があればまた

検討はしていきたいなと思います。

以上です。

議 長

それでは、発言順位 7 番、中川清美議員。

中川議員。

8 番（中川清美君）

令和 4 年第 4 回定例会について、一般質問を町長の方にさせていただきたいと思ひます。

まず、農業法人設立講習会の開催の考えはということでございます。

令和 4 年の第 4 回の定例会としまして、1 点目としまして、浦臼町における農業法人の現状と今後についてであります。

今の浦臼町の農業者の現状は、全国的な少子高齢化の状況下と同じ状況であると考えます。若手経営者に離農の土地が集められてきていまして、この問題においては過去にも他の議員も質問されております。それぐらい当町においても、今後大きな問題となることも間違いなくあることと思ひれます。

また、農水省によりますと、昨年、突如として水田活用対策の大きな変革の提案がなされ、全国の農業者、特にまた浦臼町の農業者の方もやぶさかではなく、大変な対応が迫られて、いまだにおいても水活の内容が確定されていないままとってきております。大きな内容については、今後 5 年の間に水張りのない水田については転作の助成金が支払われないということで、農地保全が危惧されると思ひれます。

今後、このような状況が進むことを鑑みたとき、個人経営での対応に限界が生じてくることは間違いのないことと思ひれます。それらの対応策として、個人経営から法人への転換が迫られることにならないかと考えます。

また、地域での営農集団なども考えられるのではないかと思ひます。

空知総合振興局などで法人の説明会などは開催されておりますが、私も以前、法人になる前に受講してきた経過がありますけれども、少なくとも法人経営のイロ八ぐらいがなくては、なかなか飲み込めないものでした。

今後の町の方針として聞かせていただきたいと思います。

一つ目といたしまして今現在における町内の農業法人数。

二つ目としまして町内における農業後継者の減少に対する町の考え。

3 番目としまして農業法人化へ向けての考えは。

4 番目としまして町内独自の法人化への講習会を求める。

ということの 4 点の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長

答弁お願ひします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

中川議員の農業法人設立講習会の開催についてのご質問にお答えいたします。

1 点目の今現在における町内の農業法人数でございますが、複数戸法人 1、

1 戸法人 8 を合わせまして 9 法人でございます。

次に、町内における農業後継者の減少に対する町の考え方についてお答えいたします。

今から 10 年ほど前までは、ある程度の人数が後継者として帰町され、親元へ就農されていましたが、現在はゼロないし 1 名という状態が続いています。

後継者の減少により発生する最も大きな問題は、離農後の農地の所持であり、現状、単独農家での経営面積の上限が迫っていると言われる状況で、その受け皿となり得る仕組み、体制をいかに整備していくかは、新規就農者対策同様喫緊の課題ととらえているところです。

3 点目の農業法人化へ向けての考えについては、経営管理の合理化、近代化、経営規模の拡大及びルールに基づく円滑な事業運営と法人化には多数のメリットがあると言われながら、これまでさまざまな理由から普及してきませんでした。

しかし、後継者減少が現実の問題となっている今、農業経営の法人化推進は、この問題を解決する有効な手法の一つと考えます。

現在、町では町単独事業の農業活性化支援事業において、複数戸法人の法人化支援を行っております。

国では法人化を支援する農業経営法人化支援総合事業が令和 4 年度改正され、複数戸法人を対象とした事業から 1 戸 1 法人も対象とするよう事業の拡充が行われており、町としても事業制度を再確認し、法人化の適切な支援を行ってまいりたいと考えます。

4 点目の町内独自の法人化への講習会を求めるですが、過去には J A 主催や北海道主催の講習会等で北海道農業会議の講師を招き、何度か講習会を開催しております。

受講者の意見として、講習会内容が複雑でわからないことがあっても大勢の中では質問しづらいなどの意見があったことから、農業者の質問に対して回答する懇談会方式や、農家戸々に対応する戸別相談方式での講習を検討したいと考えています。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

中川議員。

8 番（中川清美君）

ただいま答弁をいただきまして、非常に前向きな答弁ではなかったのかなと高く評価をしていきたいと思っております。

その中で、私もいろいろ説明会に出たわけなんですけれども、大体が農業者会議の方が講師となって説明をいただいたというところで、専門用語だとか、あなたは本当にやる気がある人が来ているのかとか、いきなり上から目線でもうばんばんばん言われてくるんですよね。

我々、ただ聞くだけということになってしまいまして、優良事例のスライドを見て講習を受けるんですけど、いいところばかり聞かされて段々不安なと

ころもありまして、そうか、それではすぐやるかということにもならないで、私も四、五年悩みながら、まあ、これだけ悩んでもどうしようもないからやっ
てしまえということ、とりあえずは起こしてやってしまったわけなんです。法
人にしてから経理だとか農協の問題、そしてまた社会保険関係の問題とかい
る出るわけなんですけれど、それはそれとして、行き当たりばったり
で消化してきて、現在に至っているところであります。

ですから、今答弁によりますと、懇談会方式や農家戸々に対する戸別相談方
式での講習を検討したいと答弁をされているところでありますけれど、私も経
験者として、座談会形式といいますか、車座になって、その中にJAの代
表、税理士の方も呼んでいくと。また、社会保険労務士だとかそういう方を呼
んで、その中で対話形式で、法人にしたらどういうことをしていかなければな
らないのかとか、細かい中身でやっていけるのではないかと思っているところ
であります。

JAとなれば、今まで一個人の経営者が、離農という形になるんです。新た
に法人の代表ですから。出資金だとか返済中の資金だとか、多岐にわたってJ
Aとのやりとりもしなければならぬし、税理士においては複式の税務会計も
しなければならぬ。そして会社方式の決算書類。ファイルにしたら2センチ
近くなるような厚い決算書も作らなければならぬ。

また、社会保険についても新たに厚生年金だとか社会保険に変わって、また
失業保険もやらなければいけないという、今までにないようなこともやらなく
てはならぬということ、そういった意味で、講習会に参加して理解を
して帰れるような講習会でなくてはならないと思っております。

また、答弁の中にも法人にしたときのメリットも研修するというところであり
ますけれども、デメリットの面もちゃんとあるんです。そういうところも、メ
リットはあるんですよ、だけどデメリットとしてはこういうこともありますよ
と、そういう内容の濃い講習会をやっていただきたいと思っているところであ
ります。

私は、4月まで、この冬の間で開催していただきたいと思っております。4
月までにちゃんとした開催ができるのか。JAだとか税理士、社会保険労務士
だとか。これは1回目の開催についてはJAと、2回目は税理士との開催、3
回目は社会保険労務士との開催というような形でやっていただいた方がよろし
いのかなと考えているところであります。

そういった意味で、開催時期、4月までにやっていただけるのか。それと3
団体、JA、税理士、社会保険労務士と、そういった分割した形での開催を望
むわけなんです、そういう開催に持っていけるのか。その点、再質問をさせ
ていただきたいと思っております。

何分にも、水活の問題、目の前に来ておりますよ。農業者もゆっくりしてい
られるような状況ではないので、町の考えを聞かせていただきたいと思いま
す。

議 長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

時期的なものも含めて、開催の有無というのは、開催できればしたいという気持ちはお伝えさせていただきますが、社会保険労務士ですとか税理士さんとなれば、普通に考えれば報酬等を支払ってのことになるのではないかと思いますけれど、予算付けといたしますか、今日そういうものは予定しておりませんので、予算付け後ということになるかと思えます。

適任者というのはすぐ選別できるものなのかどうか判断しかねますけれど、農家の法人化に詳しいといたしますか、指導的な話ができるという方が何人もいらっしゃるものなのかどうか、その辺も把握し切れていませんので、なるべく早くとしかこの場ではお答えができかねますけれど、開催すること自体は進める方向で検討してまいります。お答えになっているのかどうか。

予算が絡むような話であれば、来月とか再来月という話にもなかなかならないと思えますので、検討させてください。

議 長

再々質問ございますか。

中川議員。

8 番（中川清美君）

当然、講師派遣については謝礼というものは含まれるわけなんですけれども、そんなびっくりするようなものではないのかなと思えます。

また、今農業者の中でも、青色申告を岩見沢市の税理士に委託している方々も20名ぐらいいると思えますよ。

そういった税理士は、農業の経理の方も熟知してやっておられるので、問題ないのではないかと思います。

そういった中で、時間のないことではありますけれども、ぜひともこの冬に向けてやっていただきたいとお願いをしまして、質問ではないんですけど、要望にかえさせていただきます。

議 長

それでは、2点目の質問をお願いします。

8 番（中川清美君）

2点目の質問をさせていただきます。

子育て支援宣言の町を求めるということであります。

全国的に見ても、少子化に歯止めがかからない状況下であり、我が町においても顕著に数字にあらわれてきています。

プレス空知新聞の5月4日に掲載されていた数字によりますと、浦臼町の15歳以下の人数は2002年には283名、2012年には215名、2022年は165名となっております。顕著に減少の一途をたどってきています。

私は以前、斉藤町長のときに、平成30年第1回定例会の一般質問としまして、同じく子育て支援宣言を質問させていただきましたが、結局宣言には至らなかったということで、以来、私は今でも宣言の重みを強く思っているところでもあります。

浦臼町の子育てに対する支援は、出産祝い金に始まり、18歳の高校卒業まで、給食費、医療費、通学定期代、また各種資格に対する助成等、手厚く支援

をされております。浦臼町の子育て支援は全道でもトップレベルと思われれます。

ただ、町内だけの周知にとどまり、もっと積極的にアピールすることによって、移住につながる最大の効果があらわれるものと考えます。

これらの施策をもとに、浦臼町子育て宣言の町をすることで大きな一歩を踏み出すことになり、子供1人が転入することにより当然親御さんも移住となり、2倍、3倍の効果があるのではないかと思います。

ぜひとも、町長の1期目の大きな仕事として成果を期待するものであります。答弁をお願いします。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

中川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

本町では、議員ご指摘のとおり少子化が進んでいますが、合計特殊出生率、1人の女性が一生の間に産む子供の数は全道よりも高く、全道は1.3に対して浦臼町は1.38となっております。

背景には、転入者の母親が増加していることが一因として挙げられます。

当町にはそういった方たちの孤独感解消に対応できるような社会資源が少ないのが実情であり、このコロナ禍により妊婦、保護者同士で悩みを共有する機会や交流する場が少なくなってきています。

子育て世代包括支援センターでは、認定こども園、小・中学校、町、教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携を取りながら、家庭訪問、各種相談、乳幼児健診、育児サロン等の事業を実施し、育児不安の軽減や家庭、地域での孤立感解消に努めております。

また、不妊、不育症に対する相談や治療費と交通費の助成は単なる経済的支援だけではなく、精神的な支援にもつながっていると好評であり、小さな町だからこそできる妊娠前や幼少期からの丁寧な関わりによって、就学後や高校進学後も保健センターに多様な相談が寄せられており、発達相談、育児相談など、相談の機会があることを積極的に周知していく重要性を感じているところです。

現状の課題は、子供の顔を地域の住民でも知らないという実態があること、地域全体で子育てを支えるという住民全体の機運が醸成し切っていないということが上げられます。

今後の地域づくりの中で、そういった地域のつながりの希薄化に焦点を当て、地域みんなで支える子育てしやすいまちづくりを基本理念とし、子育て中の方やこれから子育てしようとする方たちが安心して子供を産み、子育てに喜びを感じることができるとともに、子供たちが心身ともに健やかに成長でき、子供を産み育てるなら浦臼町でと言われるよう、移住定住も視野に入れ、総合的な支援に取り組んでまいります。

ご提案の子育て支援宣言につきましては、広報やホームページ、SNS等を活用して、積極的に町内外へ情報を発信してまいります。

また、子育て支援は一自治体の問題ではなく、国のこども家庭庁設置が示すように、国全体が一体となって取り組むべき問題であり、現時点で町として宣言をする考えは持っていません。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

中川議員。

8 番（中川清美君）

再質問といたしまして、私も今答弁書、読ませていただきました。読んでいて、最後のまとめといいましょうか、もう一回、私も復唱しますけれど、「ご提案の子育て支援宣言につきましては、広報やホームページ、SNS等を活用して積極的に町外へ情報を発信してまいります」と。

次ですね。「また子育て支援は一自治体の問題ではなく」と、この意味がわからないですよ。浦臼町の問題ではないのですか。

さらに、国のこども家庭庁設置が示すように、国全体が一体となって取り組むべき問題であり、これはどういう問題なのか。

国がやるのですか。浦臼町はやらなくていいのですか。この辺の理解がちょっと。

前の文章では、やります、立派なこと書いていますよ。支援していますと。最後のここになって、一自治体の問題ではなく、国の取り組むべき問題であるという事は、この浦臼町の子育て支援の本気度はどうなっているのか。

後ろにいる皆さん、議員、移住定住、子育て支援だとか、一生懸命やっているのですよ。

それをここの答弁、最後のこの発言で、一体何を町長は言おうとしているのか。全くもってこの意味がわからないのです。

再度、どういう意味があるのか、そこを再質問させてください。

議 長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

捉え方が、私が意図したところとはかなり違って取られたとっております。

皆さん御存じのように、日本は人口減少で少子高齢化の時代になりまして、国が急遽こども家庭庁を設置して、国を挙げて人口対策、少子化対策に取り組もうという意気込み、姿勢を示すために、このこども家庭庁ができたものだと考えております。

国の責任だと言っているのではなく、どの自治体も、すべての自治体が一生懸命子育て支援、少子化対策に取り組んでいかなければならないという、そういう時代に来ているのだという意味で、浦臼町の問題ではないと言っているのではなく、すべての自治体に取り組んでいかなければならない大きな問題だという認識を持っております。

うちの町、経済的な支援は、どこにも負けないぐらい行っておりますし、恥

ずかしくないレベルの体制をとっているとは思っておりますが、今、子育て宣言という形をとる必要があるのかと。

国全体が、すべての自治体が取らなければならない時代だという意識を持っておりますので、今、あえて宣言という形をとらなくてもいいのではないかという思いで、ここでは書いております。

ですから、浦臼町は国に丸投げしたという捉え方をされるのは、私の意図するところとはかなり違っていることとなります。

議 長

再々質問ございますか。

中川議員。

8番（中川清美君）

大まかな意味はわかりました。

浦臼町の子育て支援策というものは、全道トップだと私は思います。全国的に見ても上位にランクされるのではないかと。

それはなぜかということ、小さな町がゆえに、一人に対する支援が手厚くできる、こういった強みがあるのではないかと考えています。

ちなみに、浦臼町の子育て支援の内容は、特定の不妊治療に30万円までの助成、妊婦のインフルエンザ予防接種助成、出産祝い金、ベビー用品無料レンタル、紙おむつ等の購入費助成、フッ素塗布、おたふく風邪・インフルエンザ予防接種の助成、保育料の助成、18歳までの医療費無償、中学生まで給食費も無料、各種検定料の助成、さらに高校生は通学定期代を助成ということで、産まれる前から高校生まで手厚く助成されていると考えているところでございます。

こういう支援を形として、答弁にも書いてありますように、子供を産み育てるなら浦臼町でと言われるように、移住定住も視野に入れた総合的な支援に取り組んでまいります、ということなんですけれど、ただいきます、いきますではだめなんですよね。しっかりとやらなければならないんです。

全国的に見て、府県の大きな市でも子育て宣言をしているんです。中空知では、赤平市が子育て支援宣言をしています。

この宣言をするかしないかによって、今までの施策の重みがどこまで高まるか評価されると思います。

浦臼町は子育ての宣言をした町なんですということで、中身を精査して、そして発表していく。

報道の方を呼んで発表すれば、素晴らしい内容ですので、全道的にも広がるものと考えているところであります。

今までの助成内容をポスターにして、札幌市の駅、地下鉄駅だとか、そういったところに掲示して、浦臼町のPRをしていく。

私も札幌市に行くことがあるのですが、特に新十津川町ではポスターを出しています。ほかの道内町村でもPRしようと思って、いろいろなポスターが目につきまして、浦臼町としても子育てに特化した、立派なポスターを作って、対外的にアピールをしていただきたいと思いますと思っております。

国が、全体が一体となって取り組むということで、こども家庭庁が作られて
いっております。

また岸田首相も、こどもまんなか政策を推進するというので、二、三日前
の新聞でしたか、そういうことも宣言されています。

このような国の宣言のもと、浦臼町が子育て支援政策の宣言をするという、
その宣言が大事なんです。ただやっている、ではないんです。宣言をする。

この宣言をするにあたって、何かもう一つ付けましょうかとなったとき、高
校入学のときには経費もかかります。それでは30万円お祝い金を出しましょ
うと。卒業して今度は、国公立に見事合格されたなら、入学祝い金、準備金と
いうことで、合格者には一人100万円出します。こういった、大きな、イン
パクトのある内容を盛り込んだ中で、宣言の形をする。費用対効果が、2倍、
3倍、4倍になるようなやり方が、町長は政治家なんですから、政治家として
の手腕でないかと私は思います。

今のは夢物語的なものではありませんが、これを出すことによって、インパク
トの強い、とんでもないことになると思います。

そういうことの積み重ねが、これからの浦臼町の子供たちを増やす、育てる、
町の力を発揮する場だと考えますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思
います。

議 長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

いろいろ、大きな夢のある話をお聞かせいただきました。

町として、アピールできる部分を宣言することで、対外的に発信するという
ことだと思っております。

ただ、反論するわけではありませんが、今の時代、情報はSNSやITを通
じてお母さん方のもとに届いているのが現状ではないかと思っております。

そのときに、子育て宣言の町というフレーズがそのページに表示されること
によって、一層の効果があるのではないかということであれば、今後考えない
ことでもないと思っております。

今、100万円というお話もありましたが、経済的にはうちの町はどこにも
負けないぐらいの支援を行っていると思っております。

先ほどの答弁でもありましたが、マンパワーというのか、地域の力といいま
すか、それについてはまだまだ至っていない部分もございますし、人口減少す
る中で十分に対応できていないというのも現実であります。

経済的な部分だけを見れば、優れた施策をとっていると思っておりますが、
全体的に見るとまだまだということも、私は感じているところではあります。
宣言につきましては、もう少し時間をかけて条件が整ったときに考えさせてい
ただきたいと思っております。

以上です。

議 長

それでは、次に発言順位8番、柴田典男議員。

柴田議員。

3番（柴田典男君）

令和4年第4回定例会におきまして、町長に1点、教育長に1点の質問をさせていただきます。

まずはじめに、町長に公共交通と乗り合いタクシーについて質問をさせていただきます。

中央バス路線の廃止に伴い、町営バスの運行が始まり、公共交通として重要な町民の足としての期待は大変大きいものがあります。

砂川市立病院への路線拡大も行い、町民の希望が反映されたものと捉えています。運行から2カ月が経過し、その利用の実態を伺うものであります。

あわせて乗り合いタクシーの予約等に関して、今後に向けて改善する考えがあるか伺います。

1点目、公共交通全路線の利用状況はどのような状況にありますか。

2点目、乗り合いタクシーの予約について、当日予約に向けて改善することはできないでしょうか。

3点目、運行状況、運行時間等で今後改善する点はありますか。

以上、伺います。

議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の公共交通全路線の利用状況につきましては、別紙配付いたしました資料のとおりとなっておりますが、概要を申し上げますと、令和4年度の実績といたしまして、中央バス滝川浦臼線の4月から9月までの合計乗車人数は3,436名で、月平均572名となっており、一方10月から新たに運行しました町営バス浦臼滝川線の10月から11月の合計乗車人数は912名で、月平均456名となっており、10月以降、滝川市内で乗降制限をかけた影響で月平均乗車人数は減少する結果となっております。

また、町営バス新うらうす線の4月から9月までの合計乗車人数は3,516名で、月平均586名となっており、一方10月から新たに運行しました路線バス浦臼砂川線の10月から11月の合計乗車人数は1,217名で、月平均608名となっており、月平均乗車人数は若干ですが増加傾向となっております。

札沼線代替の月形浦臼線の4月から11月までの合計乗車人数は2,946名で、月平均約368名となっており、町内運行の乗り合いタクシーの4月から11月までの合計乗車人数は857名で、月平均約107名の乗車実績となっております。

2点目のご質問でございますが、運行事業者とは何度も協議を重ねているところですが、実現には至っておりません。

現在のところ、運転手1名だけで予約の受け付けや連絡等の調整、送迎を行

っていることから、当日予約へ変更となりますと、現状の体制では困難だと聞いており、営業所への職員の追加配置が条件と伺っているところです。

職員を配置することになりますと、人員の確保と経費負担の問題が生じますことから、他の交通施策とあわせて総合的な見直しも必要になると考えておりますので、運行事業者を含めて引き続き協議してまいりたいと思います。

3点目のご質問にお答えいたします。

浦臼砂川線及び浦臼滝川線につきましては、10月に運行を開始したばかりですので、JRの大幅なダイヤ改正がない限りは現行のダイヤでの運行を基本としますが、利用状況やアンケート調査等を実施して要望等をお聞きしながら、必要に応じて見直してまいりたいと思います。

以上です。

議 長

それでは、再質問ございますか。

柴田議員。

3番(柴田典男君)

運行から2カ月という経過の中で、今回それぞれ4月から11月までの細かい乗車人数を資料として提出いただきました。大変ありがとうございました。

町民の足として、公共交通はかけがえのない重要な政策の一つとなりました。社協による、地域ケア会議の中で行っている、買い物支援や交通支援といった事業も大変好評なようであります。

デマンド交通では、AIによる実証実験による運行が函館で始まったり、厚真町では既に正式な運行を始めたりしているところもあるそうであります。

今後、町の負担額はさらに増えていく可能性があります。しかし、町民に喜ばれる運行形態であってほしいと願うものであります。

そこで、今まで認識の中になかったところがあるので、質問させていただきたいのですが、乗り合いタクシーは1回、1人300円ということで乗りますよね。

3人乗れば900円で、一般タクシーに乗れば大体役場から私の家まで乗ると3,000円ちょっとかかるのですが、例えば私が、乗り合いタクシーに乗って300円払ったとしますね。今の運行の、町の補助としてどのような経理をされているのか伺いたいと思います。

それから、一般タクシーも1台常駐しているということで、町が補助金を出しますということで、一月59万円の支援をする契約だと思うのですが、例えば一月、一人も乗車がなかったとしたら、59万円の補助はどのようになるのか。

あるいは、この月は結構乗りました、といった月もどのような町の補助になるのか。今までそれについて伺ったことがなかったので、今回改めて伺いたいと思います。今この2点。

それから、前日予約をしなければならないということについて、当日予約は人員の確保がいるという答弁であります。

今日も何名かの議員から、予約について、何とか当日予約にならないのかと

いう町民の希望が多いんですと述べていた議員もいらっしゃいました。

答弁書の中で、当日にすると、また人員配置を求めなければいけないので、その負担が増えなければいけない。

やはりこれから高齢化社会になっていって、どうしても足を確保しなければいけない住民も高齢化になっていって、利用する方々は増えていくと思うんです。

そういったときに、例えば、月曜日に乗りたいと。そうしたら金曜日の予約なんですよね。

それで今、土日も休まれているので、利用者によっては急に利用しなければいけない方もいらっしゃるのではないかと思うんです。

今、答弁で、一月ごとの利用者の数を出していただいたんですが、その路線バスが町の公共交通に替わった、10月・11月の晩生内方面の乗り合いタクシーは、それぞれ二、三十人ずつ増えていますよね。

現状としてわかりますが、これは高校生の関係なのか。単純に高校生が乗り合いタクシーに乗るようになったから増えたのかどうか、ということでこの3点。

それからもう一点。将来、当日予約の可能性はないのかどうか。あるいは、その人数分担当者を確保しなければならない部分を、町として、将来は考えなければいけないと思っているのかどうかお伺いします。

議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、乗り合いタクシーの概要について説明をさせていただきます。

浦臼町乗り合いタクシー運行事業補助金交付要綱に基づき、まず運行実績額、利用した方の金額をまとめます。

次に利用料金の収受額。利用した方の金額は1人300円、障がい者については150円となります。それを半分に割った数字が1日当たりの補助金の金額となります。

ただこれが5,000円未満になりますと、5,000円を事業者に支出することになります。これが乗り合いタクシー経費の支払いとなります。

次に一般タクシーになりますが、浦臼町タクシー運営事業補助金交付要綱に基づき行ってございます。

先ほど、議員がおっしゃったとおり、夏は54万円、冬は59万円ということでご理解されていると思います。

補助対象経費は、運転手の給料、燃料費、任意保険、自賠責、重量税、そのほか車両維持に係る費用の合計額となっております。

補助対象経費から、運賃収受合計額を引いた数字が、補助金として支払われます。ですから、多ければ多いほど支払われないということになります。

それが、一般タクシー、乗り合いタクシーと補助金の関係になります。

先ほど言いました、晩生内方面の乗り合いタクシーの10月分・11月分が

増えているということですが、これにつきましては、晩生内に今、高校生が1名いらっしゃいまして、その方が朝の乗り合いタクシーを利用していただいておりますので、この分が多くなっているということで数字にもあらわれております。

以上です。

議 長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

最後にご質問のありました、今後の当日予約の可能性についてでございます。以前、少しお話ししたと思いますが、実例で申し上げます。

10月から滝川行き、砂川行きの町による運行を開始したことにより、実績として上がってきたのですが、一般タクシーの利用が、滝川方面、砂川方面とも、金額ベースで8割減少したと。たった2カ月ですけれど、結果が出ております。

もちろんバスの利便性が上がりましたし、金額としても500円、600円ということで、タクシーと比較いたしますと大幅に安くなったことで町民の方の利用につながったのだと捉えています。現実的にはタクシーの利用が激減したという状況にあります。

乗り合いタクシーと一般タクシーの関係性になってきますが、乗り合いタクシーは制約があり、当日予約ができませんし、時間帯も限られている。降り場も限られていることで、やむなく一般タクシーを利用されている方が大勢いると思うのですが、どうしてもそこは競合関係ということになり、乗り合いタクシーの利便性が上がりますと、また一般タクシーの利用が減るということになってきます。

町としてすべての公共交通に関わっていますが、すべてが競合関係にあり、何かが利用しやすくなると何かの利用が減るという関係性が今回のことで見えたところでは。

将来的な可能性を検討するとき、より便利な乗り合いタクシーになった場合、一般タクシーの利用が限られた利用になってくると考えております。

そうなったとき、一般タクシーの扱いをどうするのか。

例えば町内では乗り合いタクシーを運行したとしても、町外への足をどう確保するかということが一番大きな問題になってこようかと思っております。乗り合いタクシーの利便性をそこまで高めて、果たして一般タクシーを支え切れるのか。乗り合いタクシーを便利にすることはできますが、一般タクシーをどうするかという問題に突き当たるのではないかと考えております。

ですから、可能性がないとは言えませんが、そのときは、一般タクシーの扱いをどうするかという答えが出たときになるかと思っております。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

柴田議員。

3 番（柴田典男君）

本町の公共交通はほぼ100%（事業者）にお願いしていますから、どうしても（事業者）の言い分が強くなってくると思います。

やはり、町と一緒に（事業者）お願いしますということが、これから来ると思うのです。

例えば、函館で始まったAIの実証実験をテレビでやっていたのですが、障がいのある方でもそうでない方でも、何時に予約しますとしゃべると返事が返ってくる。例えば、川畑町長、何月何日何時の予約を設定しましたと答える。

人ではなくて、ロボットがそういうことをやっているのです。以前、私は町長に言ったと思うのですが、いずれ将来、100%タブレット、携帯時代が来るのではないかと。

だから、それに対して町としての実証をやってもいいのではないですか。タブレットを老人宅に置いて、健康相談対応を行うという時代がこれから来るのではないですかということで、試験をしてみましようと言ったんですが、残念ながらありませんでした。

結局そういうものが、将来100%住民の間に行き渡る。それで公共交通についてもアプリが出てきて、そこを押せば、あなたは何時ですかと返ってきたから、何時と押せば、もうそこを予約できる。

いちいち通話しなくてもできる時代に、いずれ将来はなるんだと思います。今すぐは無理かもしれません。

ですけれど、それに対してやっぱりある程度対応していかなければいけない。今から心構え的にやっていくのも大切なんだと思うんですね。

それで、結局一般タクシー、申しわけないんですけど、確かに私どもが毎日利用するわけではないんですけど、これから忘年会、新年会シーズンになったとき、例えば今日は町内でちょっと飲みますよ。それで、特に冬などは、今まで夏でしたら家族の者に送り迎えをお願いしますと言ってもいいんですけど、これから天候の関係もあったりしてなかなか言いづらいときもある。タクシーを呼びたいなと思ってもない。呼ぼうとしたら町外に行かなければだめですよという。

そこら辺、一緒になってやっていこうというところを、運命共同体的な形の中で、公共交通をお願いしていかなければいけないんだと思うので。

例えば10人ぐらいで町内で飲みました。タクシーで今日お願いしますよと。それは予約として、一般タクシーとしてお願いしておく。夜8時ごろ1台ではかわいそうだから、みんな散らばって帰りなさいよで、3回に分ければ約1万円ぐらい行きますよね。ここから晩生内、私の家までで3,000円超えますので。

だから、そのような形で予約として協力できないか。一般タクシーの売り上げも少し応援していこうではないか。そのような体制はとれないのかなというのがあります。

先日、ある方が札幌市から美唄市におりて家に帰ろうと思ったら、駅前に止まっているタクシーが1台しかなくて、それに1人乗って行ったので、それ

が帰ってくるまで待っていなければならなかった。今、駅前にタクシー1台しか止まっていないんですよという人がいたんですよ。本当かどうかわかりませんが。

そうやって1台止まって、美唄市の駅前で待っているなら、今日は浦臼町で予約があるから、1台違うのが回って、3台回って1台回れば、それぐらいの予約ではどうですか。

土日も休んでいる。宴会が土曜日に多い。その日の8時だけは、何とかできないかというのもあります。

当日予約については、何とかしてくださいという声が余りに多いものですから。

例えば昼に電話して、今日の夕方お願いしますというのはきついけれど、朝一に電話して、今日の昼ごろお願いできないかという当日予約の可能性は作ってほしいと思うんです。

それで一般タクシーの売上げが落ちると言われても、5時半、6時半で一般タクシーが終わるなら利用者は減ると思います。緊急的に、土曜日や日曜日に病院へ行きたいときの対応も、町として必要なのではないかと思いますか、どうですか。

議 長

川畑町長。

町長（川畑智昭君）

ご意見といたしますか、意向は十分にわかるんですが、結果的にすべてを賄えるようにならないと要望には応えられないということをおっしゃっているように聞こえました。

しかし、経費の分は今でもかなりかかっていると感じております。乗り合いタクシーを当日予約にするためには、1名分の人件費が要りますと社長からのお話があります。そこをA Iで賄えないかということだったと思うんですが。

南幌町も今年、新たにA Iを使った運行を開始していますが、どこでも降りられるという形を取っております。しかし、あそこもタクシー会社があって、そのタクシー会社がA I運行も受託していると聞いております。

ですから、自分のところで競合していて、何らかの手当てがあつての話だとは思いますが、そういう自社内での競合ということで、あえてやっているということは、それ以上にメリットがあるのかなど。それなりの負担もしているだろうと考えておりますが、私たちも当日予約ができるのなら、すぐにやりたいというのが本音です。ますます経費がかかるということは目に見えていますので、それとの兼ね合いということになります。

今おっしゃられるのは、乗り合いを便利にして一般タクシーを別の形にするというのか、夜も使えて土日も使えてということになりますので。

現状、冬は59万円、夏は54万円です。2段階になっているんですが、時間の拘束になりますから、それ以上のものになってくるのは間違いありません。どちらを取るかという選択にならざるを得ないと考えております。今、即答はできません。検討させてください。

議 長

2点目の質問お願いいたします。

3番（柴田典男君）

2点目、教育長に質問したいと思います。

中学生の部活動の地域移行について。

公立中学校の生徒数は、昭和61年のおよそ589万人から、令和3年にはおよそ296万人と、ほぼ半減しています。それに伴い、学校や教員の数も減少しています。

教員の働き方改革が大きな課題とされるようになり、スポーツ庁は一昨年、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図るとした国の方針を受け、専門家会議を設け議論を重ねてきました。

結果、本年6月にその提言をまとめたわけですが、来年度の開始から令和7年度末を達成目標とした上で、すべての都道府県で具体的な計画を策定することを求めています。

本町のような小規模校が簡単に取り組める内容ではなく、近隣市町村の動向や連携協議も必要と考えられます。

指導者の確保やスポーツ団体の整備、さらには各家庭への経済的な負担など多岐にわたる課題がさらに考えられます。

しかしながら、生徒たちには地域格差のない平等な環境を整えることも行政の責任と考えるものであります。生徒の秘めた才能が開花する機会とも捉えることができるかもしれません。

道としての指標はまだ示されていない段階かと思いますが、町としての方向性を各家庭を含めた中で検討していかなければならないと考えております。

現状の部活動の状況と、本町の年次ごとにどのような対応を計画されているのか伺います。

議 長

答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

令和4年6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会提言」が示され、続いて文化部活動でも同様の提言が示されました。

現在、スポーツ庁及び文化庁では「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン（案）」のパブリックコメントを行っており、その中では、休日における地域クラブ活動への移行を令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、その後、対応できるところから順次平日の部活動も地域移行することとしております。

また、道教委においても「北海道部活動の地域移行に関する推進計画（仮称）素案」のパブリックコメントを行っており、令和8年4月から休日の部活動は地域において行うことを目指すとしております。

国のガイドライン、道教委の推進計画ともに年度内に策定され、それに応じて町としての対応を考えていくこととなりますが、早め早めの情報収集に努め、学校や保護者との情報共有を図っていきたいと考えております。

現在中学校では、卓球部と文化部が活動している状況であり、スポーツ団体としては剣道少年団での活動もございます。

今後は、近隣市町との連携なども協議していかなければならず、地域移行については時間がかかるものと考えておりますが、次年度は道の支援事業を活用し、アドバイザーの派遣を受けて、説明会等を開催するなど地域移行に向けた準備をまいります。

以上でございます。

議 長

それでは、再質問ございますか。

柴田議員。

3番（柴田典男君）

今、ワールドカップでサッカーが盛り上がっている。来年の3月にはWBCですか、野球が世界であるということで、ああいうスポーツを見ていたときに、俺もやってみたいなという子供たちも出てくる可能性がありますよね。

以前、本町のクラブ活動、野球とサッカーというのが記憶にあったんですが、今は人数の関係で卓球と文化部ということで。

今回、地域移行という話になったときに、まだ3年あるのではないかということかもしれません。

ですが、もう、たった3年しかないという考えに立ったとき、うちの町一つでは無理な時代が来ると思うんです。

近隣の市町から、例えば僕はバスケットが好きだという子供たちが集まって、一つの学校の中でクラブ活動を行っていく時代が来るとのではないかと思うんです。

そういったときに、中学生ですから中体連とかあるんですが、その場合、校外でその部活動をしたときの中体連や外部大会への参加というのは、現状ではどのようになっているのでしょうか。

議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ご質問にお答えをいたします。

まず、最初に、一つの町では無理だというお話がありましたけれども、まさに浦臼町単独では非常に厳しいのかなと思っております。

中空知の教育長会で意見交換した際も、滝川市、砂川市の規模になると、受け皿として、スポーツについてはスポーツ協会、文科系については文化協会に、どういう種目について受けていただけますかという相談をすることができるかもしませんが、それ以外の市町になると、なかなかそういうことも難しい状況です。

ですから、そういう受け皿がないところは近隣との連携についても模索をし

ながら、今現在道教委がどのような支援をしてくれるか、情報を注視しているという状況になっております。

それから、中体連につきましては、今現在は学校単位の大会になっておりますが、今後、その学校単位に限定されないような大会運営等についても検討されていくものと考えております。

そうでなければ、中体連に出られないことになりますので。例えばうちの町に、剣道少年団があります。剣道少年団は、学校では部活としてやっていませんが、学校職員が大会に引率することによって中体連に出られるような状況になっております。

以上です。

議 長

再々質問ございますか。

柴田議員。

3番（柴田典男君）

ちょっと聞いたところの質問をさせていただきたいんですが、学校の先生の働き方改革の中で、部活動を少し減らしていくことが先生への配慮ということで始まったのかもしれないのですが、先生の中にはスポーツの好きな方もいらっしゃると思うんですよ。

私は土曜日、子供に教えてもいいという先生だっていると思うんですよね。みんながみんな平日だけで、土日に教えるのは結構ですというわけではないと思うんです。

先生の中にも、土曜日、日曜日、教えたいという先生がいた場合、その場合の手当、そういうものが可能なかどうか、最後に質問します。

議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今現在、まだいろいろ国、道でも検討中のところ、あるいは細かく示されていないところがあります。

地域移行については、受け皿として今のところ主に考えられるのが三つのパターンがありまして、まず一つ目は地域スポーツクラブ等に移行するケース、これが一つ目です。

二つ目は、外部指導者が部活動を指導するケース、これが二つ目です。

三つ目として、教員が兼職、兼業として報酬を得て指導するケースということで示されておりますが、それが具体的にどのような形に移行するのか。報酬は今までのような若干の手当的なことではなく、正当な報酬ということになると思うんですが。そうした場合、兼職、兼業として、教職員が部活動を指導する場合に、例えば、よくスポーツにはけがなどがつきものだと思うんですが、学校管理下なのか、学校管理下ではないのかで、損害賠償の保険が変わってきます。

学校管理下であれば災害共済給付というのがありますが、そうでない場合は

スポーツ安全保険ということで、それらの補償内容が違います。スポーツ安全保険を災害共済給付と同じレベルに補償内容を見直すよう、国がスポーツ振興協会に要望をしているという状況もあります。

以上になります。

議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩といたします。4時15分から再開いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時17分

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第10 議案第37号

議 長

日程第10、議案第37号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹(早坂隆広君)

議案第37号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)。

令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,874万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,116万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和4年12月13日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに、第2表、地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1、追加でございます。起債の目的、下徳富第2排水機場整備負担金事業、限度額130万円でございます。基幹水利施設管理事業に係る下徳富第2排水機場負担金のうち水利施設等保全高度化事業に係る負担金の財源として借り入れる地方債を追加するものでございます。

起債の方法につきましては「証書借入」、利率につきましては「6.5%以内」といたします。「但し、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを

行った後においては、「当該利率見直し後の利率」とするものでございます。

償還の方法につきましては「政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」ものとしたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。11ページをお開きください。主なものについてご説明させていただきます。

なお、本補正予算における電気料におきましては、燃料価格高騰などに伴い予算の不足となる見込みであることから、総額715万4,000円を追加計上するものでございます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額32万円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、友好交流町であります高知県本山町を訪問する者に対してその経費の一部を助成する事業でございますが、参加申請団体がありませんでしたので、減額をするものでございます。

9目地方創生事業費、補正額157万5,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルスによる、うらうす友だちマラニックの中止に伴う減額でございます。

3款民生費、1項4目ひとり親家庭等福祉費、補正額13万6,000円の追加でございます。14ページをお開きください。19節扶助費におきまして、当年度内において予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

13ページをごらんください。

5目障害者福祉費、補正額22万円の追加でございます。12節委託料におきまして、国が令和5年4月から運用予定となっております障害福祉サービスデータベースの構築に伴うシステム改修でございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額505万8,000円の追加でございます。12節委託料及び18節負担金補助及び交付金におきまして、利用園児の増に伴いまして、当年度内におきまして予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

2目児童措置費、補正額122万円の追加でございます。19節扶助費におきまして、当年度内におきまして予算不足となる見込みであることから、所要額を追加計上するものでございます。

3項2目後期高齢者医療費、補正額502万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、令和3年度市町村療養給付費負担金が確定したことによる追加計上でございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額279万8,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費並びにワクチン接種業務を委託する医療機関に対する経費を計上するものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用するものでございます。

15ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額2,601万5,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、取り組み面積の確定による追加計上でございます。水稻種籾購入費助成金につきましては、助成額の確定に伴う減額補正でございます。新規就農相談会参加費負担金につきましては、令和5年2月及び3月に札幌市で開催されます新規就農フェア参加に係る負担金でございます。肥料高騰対策支援金につきましては、肥料の価格高騰に対し助成するものでございます。財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。米穀乾燥調整貯蔵等施設修繕負担金につきましては、春先の落雪による屋根破損に伴い町が加入しております建物災害共済対応分を指定管理者でありますピンネ農業協同組合に負担するものであります。

6款商工費、1項2目観光費、補正額626万2,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、観光施設等のWi-Fi導入に関する環境整備方針の変更に伴い減額補正となっております。18節負担金補助及び交付金におきましては、新型コロナウイルスによるぼたんそば収穫祭の中止などに伴い減額するものでございます。

17ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額203万2,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、小学校体育館のステージ側に設置されておりますバスケットゴール1台の不具合が発覚したため、当該バスケットゴールを撤去するものでございます。

5項1目保健体育総務費、補正額54万5,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、町スポーツ協会補助金につきましては、スポーツ協会主催の町民玉入れ大会が中止となったことに伴い減額するものでございます。

19ページをお開きください。

歳出合計3,874万7,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項3目産業使用料、補正額270万4,000円の追加でございます。鶴沼公園施設使用料におきまして、本年度の鶴沼公園開園期間終了に伴い、公園施設使用料が確定したことによる追加補正するものでございます。利用人数は延べ1万3,559人でございます。

14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、補正額189万3,000円の追加でございます。本補正予算歳出において計上してございます新型コロナウイルスワクチン接種業務を委託する医療機関に対する経費に係る負担金となっております。

2項1目総務費国庫補助金、補正額1,441万8,000円の追加でございます。令和4年度新型コロナウイルス感染症対応に係る地方創生臨時交付金の、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金としての追加計上でございます。

す。

当該支援金につきましては、本補正予算歳出において計上してございます肥料高騰対策支援事業及び商品券と飲食券を一律交付しました町内消費活性化事業の一部に充当するものとし、原油価格物価高騰対策事業として既に充当している分につきましては、既存の他事業に振りかえるものとしております。

15款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額4,335万3,000円の追加でございます。地域づくり総合交付金につきましては4,340万円の追加でございます。対象事業と交付額でございますが、街路灯LED化改修事業1,930万円、鶴沼公園内施設改修事業720万円、農村センター屋上防水改修事業1,270万円、防災備蓄品等購入事業420万円でございます。補助率は対象経費の2分の1以内となっております。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額1,476万4,000円の追加でございます。公有物件建物災害共済金につきましては、本補正予算歳出におきまして計上しております、米穀乾燥調整貯蔵等施設修繕負担金に係る共済金でございます。

20款町債、1項3目農林水産業債、補正額130万円の追加でございます。本補正予算、地方債の補正におきまして追加いたします地方債を計上するものでございます。

9ページをお開きください。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額4,090万2,000円の減でございます。財源調整に伴い財政調整基金を繰り戻すため減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の3,874万7,000円の追加となっております。

以上が、議案第37号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

18ページ、バスケットゴールの撤去工事が予算化されており、バスケットゴール二つありますが、ステージ側を撤去しなければならない理由とは何なのか。格納できないということなんだけれど、今までにそういう故障というのは、小・中学校を含めてなかったように思うのですが、電気系統なのかモーターなのか推測するところです。撤去でこれだけの予算を使うより、原因がわかれば、この予算以内の対処ができるのではないかと思います。いかがですか。

議 長

答弁をお願いします。

横井局長。

教育委員会事務局長(横井正樹君)

ただいまの質問にお答えいたします。

小学校のバスケットゴールを上にはげるときに、鉄のぐるぐると引っ張って、ワイヤーで巻き上げていくのですが、巻き上げていく滑車のストッパーが利かなくなりまして、上にはげても上でとどまらなくて、下に下りてきてしまう。上がらなくなってしまったというのがスタートで、その後、滑車を直すためにバスケットゴールを見ていたのですが、よくよく調べてみるとバスケットゴールのフレーム自体がゆがんで、上にはげるときに相当な負荷がかかっているということが判明しました。今後、ステージを使う行事があるたびにバスケットゴールを上にはげたいのですが、上げるためには相当の負荷がかかるということと、上げっ放しにできないという状況になっていますので、近々には卒業式等々ありますので、どうしたものかなと考えておりました。

まず、滑車とワイヤーの交換をするということで考えたのですが、それでも180万円ほどかかるという見積もりをいただいております。バスケットゴールを巻き上げて上に固定して、行事が終わるたびに下に下ろさなければならないのですが、1個当たり72万円かかるという見積もりをいただいております。

今回、バスケットゴールの撤去費用ということで135万円ほど見積もりをいただいておりますが、これはバスケットゴール2台とも外すときの見積もりをもらっております。1個にするときは半分までは行かないと思うのですが、実際に発注するときは、精査して発注しようと思っております。その金額のことを加味しますと、今後、学校行事のたびに上げたり下ろしたりということをしなればなりませんので、今回ステージ側のバスケットゴールを撤去させていただきたいと考えております。

ここは学校の方にも確認をとっており、今回ステージ側の方を1個外させてほしいということで進めたいと思っております。

以上です。

議 長

ほかに質問ありませんか。

柴田議員。

3 番（柴田典男君）

14ページ、児童福祉総務費の中の広域保育の入所委託料の関係で、どちらの市町村、あるいは児童の人数がわかれば教えてください。

議 長

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

ただいまの質問にお答えいたします。

広域保育所の入所の現状でございますが、月形町に3名、奈井江町に2名となっております。

以上です。

議 長

柴田議員。

3 番（柴田典男君）

この5名の方は本町のこども園に入所可能ではなかったのか、あるいは希望として、最初からそちらへ行く気だったのかはわかっているのですか。

議 長

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

月形町の3名につきましては、内2名は浦臼町の待機となっています。ゼロ歳児ですので、定員オーバーということで待機となっております。

以上です。

議 長

ほかに質問はございませんか。

中川議員。

8番（中川清美君）

歳入の8ページで、使用料及び手数料の公園施設使用料で270万4,000円。公園施設使用料となっているんですが、ボートの使用なのか、キャンプの使用なのか、それも含めての使用なのか、内容を教えていただきたいと思います。

議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

使用料ですが、ボート、バンガロー、カーサイト、フリーテント、テニスコート、シャワー、洗濯機、すべての使用料となっております。

以上です。

議 長

中川議員。

8番（中川清美君）

その中で、270万4,000円ということで、延べ人数が1万3,559人。割り返したら客単価199円と極めて安い単価。単純に客単価割り出したら199円ですが、このような数字でいいのか。もしくは電気代、相当、光熱費が上がっているの、値上げも考えなければならぬのか、そこら辺の考えはどうなんですか。

議 長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

今、増額分の270万円ということで、総額では654万1,000円になってございます。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

再度聞きますが、歳入の部分で町内の街灯の設置に関わるお金の動きについて

報告が、加えてあったように思ったんですが、そう理解していいですか。町中街灯についての出入りだったのですか。

議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

町中と言いますか鶴沼を含めて浦臼市街地、令和4年、令和5年でLED化しております。今年度は鶴沼で30基、浦臼市街で25基整備しており、来年は27基設置予定となっております。

金額は、本年度執行済み額が1,930万円となっております。

以上です。

議長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

結果として町内の街灯が建て替えになりました。町の市街地の街灯は白色のLEDですが、於札内側の1基がオレンジ灯だったかなと。私の見間違いだろうか。

議長

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

確認しないとわかりませんが、2カ年でやっておりますので、もしかしたら残っているかと思うんですが、最終的には全部建て替える予定になっております。

議長

ほかに質疑ありませんか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

歳入の総務費道補助金の4,340万円の内訳を聞き漏らしたので、もう一度お願いできますか。

議長

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

15款の道支出金で2項1目の総務費道補助金の中の地域づくり総合交付金の関係でございますが、再度内訳をご説明させていただきます。

街路灯LED化改修事業で1,930万円、鶴沼公園内施設改修事業720万円、農村センター屋上防水改修事業1,270万円、防災備蓄品等購入事業420万円でございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立全員です。

したがって、議案第37号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号

議 長

日程第11、議案第38号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

議案書の3ページをお開き願います。

議案第38号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年浦臼町条例第24号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)の施行により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の限度額の引き上げが行われたことから、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額につきましても同様の改正を行うため、条例を整備するものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

改正する内容でございますが、(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)第4条第2号、アにあります金額「15,800円」を「16,100円」に、同じくイにあります金額「7,560円」を「7,700円」に改めるものでございます。

2ページをお開き願います。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)第8条にあります金額「7円51銭」を「7円95銭」に改めるものでござい

ます。

次に、（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）第11条にあります金額「525円6銭」を「541円31銭」に改めるものでございます。

議案書の4ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第38号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号

議 長

日程第12、議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例を次のように定める。

令和4年12月13日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行のに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、本条例の議決を求めるものでございます。

説明の前に、最初に制度概要を説明させていただきます。

国家公務員の定年が令和5年4月1日から段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員の定年についても同様の対応を行う必要が生じたので、定年等に関する条例をはじめとする8本の条例について改正を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、定年の引き上げについて、職員の定年を2カ年度に1歳ずつ段階的に引き上げていき、現行の定年60歳が最終的には65歳に引き上げられます。

移行期間がスタートする令和5年度に定年が61歳、以降令和7年度に62歳、令和9年度に63歳と引き上げられ、令和13年度に定年が65歳となります。

2点目に役職定年制の導入であります。60歳に達した管理監督職員、いわゆる課長、主幹職の管理職について、その職員を管理監督職以外の職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制、つまり役職定年制を導入するものでございます。

役職定年制の対象は、管理職手当の支給を受ける職員で、降任後の職については係長職に位置づけられることとなります。

なお、管理監督職以外の職員については、そのままの職で勤務を続けることとなります。

3点目に給料の取り扱いですが、60歳を超える職員の給料月額額は60歳時点の7割の額となります。

4点目に定年前再任用短時間勤務制の導入です。60歳以降の職員が60歳に達した日以降、引き上げられた定年前に退職した後、再度、短時間勤務の職につくことができる制度でございます。

5点目に定年の段階的引き上げ期間中の定年退職者の再任用制度の導入であります。

現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引き上げ期間において、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の措置を暫定的に設けるものでございます。

6点目に退職手当について少し説明をさせていただきます。

本町は退職手当組合に加入しており、その支給については組合の制度によることとなります。組合では本年8月に、定年引き上げに関わる条例の改正を終えてございます。

定年の引き上げにより、給料月額は7割の額になりますが、退職手当の算定に当たっては、60歳時点の給料月額枠を用いる特例措置を設けておりますので、職員への影響は発生しないこととなります。

以上が、制度概要の説明となります。

それでは、内容を説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

第1条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

はじめに、第4条第4項の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定、改正前第4条の2は改正後の第4条第4項の規定となっております。

次に、第11条第1項第2号につきましては、法律の改正による文言修正となっております。

次のページをお開き願います。

第2項第1号は法律の改正に倣った文言修正、第2号につきましては「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第3号につきましては、法律の改正に倣った文言修正でございます。

次のページをお開き願います。

第13条第1項につきましては、法律の改正に倣った文言修正となっております。

第2項につきましては、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第3項、第4項、第5項につきましては、法律の改正に倣った文言修正となっております。

次のページをお開き願います。

第18条第2項につきましては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、定年前再任用短時間勤務職員については扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、寒冷地手当を適用しない規定となっております。

第21条第2項につきましては、法律の改正に倣った文言修正、第3項は「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第22条第1項は、法律の改正に倣った文言修正でございます。

次のページをお開き願います。

第22条第2項につきましては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」への改正と、法律の改正に倣った文言修正となっております。

附則の第12項につきましては、60歳に達した日以後、最初の

4月1日以後の給料を給料表の額の70%の額とする規定で、70%の額に50円未満の端数が生じたときは切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは100円に切り上げる規定となっております。

次に、附則第12項第1号、第2号、第13項第1号から第5号につきましては、60歳で給料の額を給料表の額の70%の額にすることの適用除外となる職員の規定となっております。

次のページをお開き願います。

附則第4項につきましては、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる原則60歳に達した職員が降任等となり、降任等の前の給料額の70%の額よりも、以後最初の4月1日以後の給料額が少ない場合は、当分の間降任等の前の給料額の70%の額と、以後最初の4月1日以後の給料表の額の70%の額との差額を支給する規定でございます。

続きまして第15項につきましては、管理監督職勤務上限年齢調整額を合わせた給料の額がその職の級での給料表の最高月額を超えてしまう場合は、管理監督職勤務上限年齢調整額の計算方法を変えて、給料表の最高月額と給料表の額の70%の額との差額を支給すると読み替えるものと改めるものでございます。

次に第16項につきましては、管理監督職でなかった職員について、管理監督職だった職員との均衡上必要と認められる場合の給料額の調整規定となっております。

次に第17項につきましては、管理監督職ではなかった職員について、前項の場合以外でも均衡上、必要と認められる場合の給料額の調整規定となっております。

次のページをお開き願います。

第18項につきましては、経過措置全般を委任する規定で、別に規則で定める規定となっております。

次に別表第1、別表第2の第4条関係でございますが、「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改めるものでございます。

資料の12ページをお開き願います。

続きまして、第2条、職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する条例でございます。

最初に目次でございますが、条例を章立てにする改正でございますので、目次及び章名を付するものでございます。

まず、第1章でございますが、総則、第1条では趣旨規定の改正でございます。

第2章は定年制度、第2条から第4条で定年制度にかかわる改正でございます。

議 長

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時57分
再開 午後 4時58分

議 長

会議を再開いたします。

ここで、お諮りします。

会議時間は午前10時から午後5時までとなっており、間もなく午後5時となります。提出案件も残りわずかでありますので、会期は15日までとなっておりますが、持ち越さずに行いたいと考えておりますので、浦臼町議会会議規則第9条第2項の規定により、このまま時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

このまま会議を延長いたします。

それでは、続きをお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

引き続き、よろしくお願いいいたします。

第3章でございますが、管理監督職勤務上限年齢制、第5条から第10条で、いわゆる役職定年制について規定するものでございます。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制、第11条から第12条で60歳に達した日以後に退職した職員を短時間勤務の職として採用することができる旨を規定したものでございます。

第5章は、雑則で、第13条、本条例の実施に関しまして必要な事項は規則で定めるものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、引用しております条項ずれの文言を改めるものでございます。

第3条につきましては、定年年齢を60歳から65歳に改めるものでございます。

第4条につきましては、定年退職の特例により引き続き定年年齢後も勤務を延長する際、管理監督職にあった職員については第8条の規定により役職定年制の異動期間を延長した場合に限るものとし、定年退職日から最長3年間とする規定となっております。

次のページをお開き願います。

第1号につきましては、欠員を容易に補充することができない場合を追加する改正規定となっております。

第 2 号につきましましては、公務の運営に著しい支障が生じる場合を追加する改正規定となつてございます。

第 3 号につきましましては、法律に倣つた文言修正でございます。

第 2 項につきましましては、定年退職の特例の起算日等の改正及び法律に倣つた文言修正でございます。

第 3 号につきましても文言修正となつてございます。

第 4 項につきましましては、定年退職の特例を適用する職員の延長事由がなくなつた際には、特例期間を繰り上げるとする規定となつてございます。

次に第 5 条につきましましては、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項で規定しています条例で定める管理監督職は給与条例等の適用を受けた管理職手当の支給対象職員であると定める規定となつてございます。

次に第 6 条につきましましては、地方公務員法第 28 条の 2 第 2 項で条例委任された管理監督職勤務上限年齢、役職定年年齢を 60 歳と定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第 7 条につきましましては、役職定年制により降任するときの職位はやむを得ないときを除き当該職員よりも役職定年前に上位にあった職員が降任する際の職位に比べて同じか下位の職位にすることを定める規定となつてございます。

第 8 条につきましましては、役職定年後も管理監督職に引き続きつかせることができる特例任用の基準を定める規定となつてございます。

第 1 号は、高度の知識、技能または経験を必要とする者の条件とする規定でございます。

次のページをお開き願います。

第 2 号につきましましては、勤務環境その他の勤務条件に特殊性を条件とする規定でございます。

第 3 号につきましましては、当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上、重大な障害となる特別の事情を条件とする規定でございます。

次に第 2 項につきましましては、延長の起算日、期間等を規定するものでございます。

次に第 3 項につきましましては、特定管理監督職群に該当する場合も特例が適用するとの規定でございます。

第 4 項は、特例の要因が引き続きある場合につきましましては、さらに延長することができる規定となつてございます。

次のページをお開き願います。

第 9 条につきましましては、異動期間の延長の際には職員の同意が必要であると規定するものとなつてございます。

第10条につきましては、異動期間の延長の事由が消滅したときは降任する規定となっております。

次に第11条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員について、年齢60歳に達した以降、定年退職日前に退職した者を短時間勤務の職として任用することができ、任期は退職しなかった場合の定年退職日になるとする規定となっております。

次のページをお開き願います。

第12条につきましては、町が加入しております一部事務組合及び広域連合の年齢60歳に達した日以降、定年前に退職した者について採用することができる規定となっております。

第13条につきましては、必要な事項は規則で定める規定となっております。

附則第3項につきましては、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、定年年齢が2年ごとに1年ずつ延長していくことを規定しているものでございます。

第4項につきましては、当分の間、職員が年齢60歳に達する年度の前年度中に該当職員に対して適用される給与や任用に関する情報を提供し、勤務の意思確認を行うよう努めなければいけないことを規定するものでございます。

続きまして、資料の25ページをお開き願います。

条例第3条、職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず第2条につきましては、定年延長による降格について根拠となる規定を追加する改正となっております。

第3条につきましては、降格事由に定年延長の場合を追加する改正となっております。

第5条につきましては、降休の文言を追加する規定となっております。

次に第19条につきましては、給料7割措置の職員について、減給額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超える場合、7割措置適用後の給料における10分の1に相当する額を減ずるものとする改正規定となっております。

次のページをお開き願います。

附則第3項、第2条の規定の適用に際し、原則として60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の給料を、給料表の額の70%の額と規定した給料条例附則第12条を参照する規定となっております。

第4項につきましては、定年延長による降格の場合は該当する職員への書面の交付は不要であり、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものでございます。

次に、資料の 27 ページをお開き願います。

第 4 条、浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 2 条につきましては育児休業することができない職員に、管理監督職特例任用の対象者を追加するものでございます。

第 9 条では、育児短時間勤務をすることができない職員に管理監督職特例任用の対象者を追加するものでございます。

資料の 28 ページをお開き願います。

次に、第 5 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 2 条第 3 項では法の条項ずれによる文言修正と、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

次に第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 条第 2 項、第 12 条、第 18 条の 2 につきましては、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

資料の 31 ページをお開き願います。

第 6 条、浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 3 条につきましては、引用しております法律の条ずれに関わる文言を改めるものでございます。

資料の 32 ページをお開き願います。

第 7 条、公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 2 条第 2 項第 3 号につきましては、引用しております法の文言を改めるものでございます。

次に第 5 号につきましては、派遣ができる職員で管理監督職特例任用の対象者を追加するものでございます。

次に、議案書の 15 ページにお戻り願います。

条例第 8 条、職員の再任用に関する条例（平成 13 年浦臼町条例第 29 号）は廃止するものでございます。

附則、施行期日でございますが、第 1 条、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、附則第 16 条の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、第 2 条から第 3 条第 8 項までの規定となっているところでございます。

次に、16 ページをお開き願います。

職員の定年等に関する条例の一部改正に関する経過措置でございますが、第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定となっているところでございます。

次に、17 ページをお開き願います。

定年退職等の再任用に関する経過措置でございますが、第 5 条か

ら第11条第3項までの規定となっているところでございます。

次に、育児休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、21ページをお開き願います。職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第14条の規定となっております。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、第15条の規定となっております。

次に、公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、第16条及び第17条の規定となっております。

次の22ページをお開き願います。

第18条でございますが、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は規則で定めることの規定となっております。

以上が、議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのご説明でございます。長くなって申しわけございませんが、ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議長

起立全員です。

したがって、議案第39号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第4号

議長

日程第13、発議第4号 浦臼町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、本議案について、委員会、そして議会の中での議論をした経過にありますが、今回、令和4年2月発行の全国町村議会議長会委託研究事業として、江藤俊昭先生の、議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き～住民福祉の向上を実現する町村議会のための条例整備～、と付した冊子のもと、議会でも多方面からの審議をしたところであります。

るる意見を述べながらの時間ではありますが、最大をもって、私はこの定数減にかかわる案件については反対をするものであります。

何よりもこの冊子が、多くいろんな角度から述べておりますけれども、多様性の重視を含み込んだ基準、このことを何度もページを割いて提示をしております。

多様性の発言が議論の中心となり、議会の活性化、そして両輪ともいべき執行者との間の闊達な議論がその中ではぐくまれるものと考えております。

したがって、本議案に対する議員定数の問題については反対をするものであります。

議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

中川議員。

8番（中川清美君）

私は、賛成の立場から討論したいと思います。

この議会は、平成19年に定数が改正されて以来15年が経過をしているところでございますが、当時の有権者数、また人口から見て、当時の9名が抱える人口数、それとまた今現在議員が抱える人口数から見て、改正してもしっかりと十分民意を反映できる数字の範囲ではないかなと考えるところであります。

また、よく一般的に、議員定数の物差しは人口の判断にゆだねられることが多いかと思われませんが、現議会においてもしっかりと議会としての機能が反映され

ており、そしてまた8人になったとしてもしっかりとその機能は反映されるものと確信をしているものでありますので、今回の議員定数についても賛成ということで意見を述べます。

以上です。

議 長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立多数です。

したがって、議案第4号 浦臼町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号

議 長

日程第14、発議第5号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

議 長

起立全員です。

したがって、発議第5号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 所管事務調査

議 長

日程第15、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

議 長

これをもちまして、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。したがって、令和4年第4回浦臼町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時20分